

静岡市博物館の登録に関する規則の一部改正について

静岡市博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 11 月 25 日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 博物館法の改正に伴い、博物館の登録制度が改正され、登録要件の見直しが行われたため、静岡市博物館の登録に関する規則について所要の改正を行うものである。

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会
教育長

静岡市博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

静岡市博物館の登録に関する規則（平成27年静岡市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第22条」に改める。

第2条から第5条までを次のように改める。

（博物館登録申請書）

第2条 法第12条第1項の登録申請書は、博物館登録申請書（様式第1号）によるものとする。

（実地調査）

第3条 教育長は、法第13条の規定に基づく登録の審査に当たり、必要があると認めるときは、実地調査を行うものとする。

（登録原簿）

第4条 法第14条第1項の博物館登録原簿は、様式第2号によるものとする。

（登録申請者への通知）

第5条 法第14条第2項の規定による登録をした旨の通知は、博物館登録通知書（様式第3号）によるものとする。

第6条中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「様式第6号」を「様式第4号」に改める。

第9条を削る。

第8条中「第15条第1項」を「第20条第1項」に、「様式第8号」を「様式第6号」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「第4条」を「第3条」に、「第14条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第2項中「第14条第2項」を「第19条第3項」に、「様式第7号」を「様式第5号」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（教育委員会への定期報告）

第7条 法第16条の規定による報告は、教育委員会が別に定める期限までに博物館の運営状況に関する資料を提出して行うものとする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市教育長

	所在地
	名称
申請者	代表者氏名
	電話

博物館法第11条の規定による登録を受けたいので、同法第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 博物館の設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 添付書類
 - （1）館則の写し
 - （2）博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

様式第2号（第4条関係）

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	登録年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日
	記号番号	第 号				
博物館の設置者の名称及び住所						
博物館の名称						
博物館の所在地						
備考						

様式第3号を削る。

様式第4号中「登録した」を「記載した」に、「第12条」を「第14条第2項」に、「(私立博物館にあっては、設置者の名称及び住所)」を「及び住所」に、「3 博物館の所在地」を
「3
4

博物館の所在地

に改め、同様式を様式第3号とする。

登録の年月日」

様式第5号を削る。

様式第6号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「(私立博物館にあっては、設置者の名称及び住所)」を「及び住所」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第7号中「第14条第1項」を「第19条第1項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、「(私立博物館にあっては、設置者の名称及び住所)」を「及び住所」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第8号中「第15条第1項」を「第20条第1項」に、「(私立博物館にあっては、設置者の名称及び住所)」を「及び住所」に改め、同様式を様式第6号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第 号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（教育委員会事務局教育局教育総務課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

博物館法（昭和26年法律第285号）の改正（令和5年4月1日施行）に伴い、博物館の設置者要件の緩和等、博物館登録制度の改正があったため、様式等について必要な改正を行う。また、同法の改正に伴い条ずれが生じたことから、併せて改正を行う。

3 制定改廃の概要

- （1）登録制度の改正に伴う登録申請に係る規定の改正（第2条から第7条まで）
- （2）（1）に伴う様式の改正及び不要となる様式の削除（様式第1号から第8号まで。条ずれに係る改正を含む。）
- （3）法改正に伴う条ずれに係る改正（第1条、第2条及び第6条から第9条まで）

4 施行期日

公布の日

5 関係法令、条例等

- （1）博物館法

6 法的に検討した事項

7 その他特記事項

静岡市博物館の登録に関する規則（平成27年静岡市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(登録原簿)</u> 第2条 法第10条の規定により教育長に備える博物館登録原簿は、様式第1号によるものとする。 <u>(平29教委規則22・一部改正)</u> <u>(博物館登録申請書)</u> 第3条 法第11条第1項の規定による登録申請書は、公立博物館にあつては公立博物館登録申請書（様式第2号）に、私立博物館にあつては私立博物館登録申請書（様式第3号）によるものとする。 <u>(審査)</u> 第4条 教育長は、法第12条の規定による登録要件の審査に当たっては、必要に応じ、実地調査、学識経験者からの意見の聴取等を行うものとする。 <u>(平29教委規則22・一部改正)</u> <u>(登録申請者への通知)</u> 第5条 法第12条の規定による博物館登録原簿に登録した旨の通知は博物館登録通知書（様式第4号）に、同条の規定による登録しない旨の通知は博物館非登録通知書（様式第5号）によるものとする。 <u>(登録事項等の変更の届出)</u> 第6条 法第13条第1項の規定による博物館の登録事項等の変更の届出は、博物館登録事項等変更届（様式第6号）により直ちに行うもの	(趣旨) 第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(博物館登録申請書)</u> 第2条 法第12条第1項の登録申請書は、博物館登録申請書（様式第1号）によるものとする。 <u>(実地調査)</u> 第3条 教育長は、法第13条の規定に基づく登録の審査に当たり、必要があると認めるときは、実地調査を行うものとする。 <u>(登録原簿)</u> 第4条 法第14条第1項の博物館登録原簿は、様式第2号によるものとする。 <u>(登録申請者への通知)</u> 第5条 法第14条第2項の規定による登録をした旨の通知は、博物館登録通知書（様式第3号）によるものとする。 <u>(登録事項等の変更の届出)</u> 第6条 法第15条第1項の規定による博物館の登録事項等の変更の届出は、博物館登録事項等変更届（様式第4号）により直ちに行うもの

とする。ただし、博物館資料の目録の軽微な変更については、毎年9月末日及び3月末日までに届け出るものとする。 (登録の取消し) 第7条 第4条の規定は、法第14条第1項の規定による登録の取消しに係る審査について準用する。 2 法第14条第2項の規定による通知は、博物館登録取消通知書(様式第7号)によるものとする。 (廃止の届出) 第8条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館廃止届(様式第8号)によるものとする。 <u>(公示)</u> 第9条 教育長は、次に掲げる事由が生じたときは、その都度公示するものとする。 <u>(1) 法第10条の規定による登録をしたとき。</u> <u>(2) 法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき。</u> <u>(3) 法第14条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。</u> <u>(4) 法第15条第2項の規定による登録の抹消をしたとき。</u> 様式第1号(第2条関係) 別記1(改正前)のとおり 様式第2号(第3条関係) 別記2(改正前)のとおり 様式第3号(第3条関係) 様式第4号(第5条関係) 別記3(改正前)のとおり 様式第5号(第3条関係)	とする。ただし、博物館資料の目録の軽微な変更については、毎年9月末日及び3月末日までに届け出るものとする。 <u>(教育委員会への定期報告)</u> 第7条 法第16条の規定による報告は、教育委員会が別に定める期限までに博物館の運営状況に関する資料を提出して行うものとする。 (登録の取消し) 第8条 第3条の規定は、法第19条第1項の規定による登録の取消しに係る審査について準用する。 2 法第19条第3項の規定による通知は、博物館登録取消通知書(様式第5号)によるものとする。 (廃止の届出) 第9条 法第20条第1項の規定による届出は、博物館廃止届(様式第6号)によるものとする。 様式第1号(第2条関係) 別記1(改正後)のとおり 様式第2号(第4条関係) 別記2(改正後)のとおり 様式第3号(第3条関係) 削除 様式第3号(第5条関係) 別記3(改正後)のとおり 様式第5号(第3条関係) 削除
---	--

様式第6号(第6条関係) 別記4(改正前) の <u>とおり</u>	様式第4号(第6条関係) 別記4(改正後) の <u>とおり</u>
様式第7号(第7条関係) 別記5(改正前) の <u>とおり</u>	様式第5号(第7条関係) 別記5(改正後) の <u>とおり</u>
様式第8号(第8条関係) 別記6(改正前) の <u>とおり</u>	様式第6号(第8条関係) 別記6(改正後) の <u>とおり</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	登録年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日
	記号番号	第 号				
設置者の名称						
名称						
所在地						
備考						

備考 私立博物館にあつては、設置者の名称の項に設置者の名称及び住所を登録すること。

様式第 1 号（第 2 条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

（宛先）静岡市教育長

	所在地
	名称
申請者	代表者氏名
	電話

博物館法第11条の規定による登録を受けたいので、同法第12条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 博物館の設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 添付書類
 - （1）館則の写し
 - （2）博物館法第13条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - （3）その他静岡市教育長の定める書類

様式第2号（第3条関係）

公立博物館登録申請書

年 月 日

（宛先）静岡市教育長

名称
申請者 代表者氏名
電話

博物館法第10条の規定による登録を受けたいので、同法第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 博物館の設置者の名称
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 添付書類
 - （1）博物館設置条例の写し
 - （2）館則の写し
 - （3）直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
 - （4）当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類
 - （5）博物館資料の目録
 - （6）館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

様式第2号（第4条関係）

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	登録年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日
	記号番号	第 号				
博物館の設置者の 名称及び住所						
博物館の名称						
博物館の所在地						
備考						

別記3（改正前）

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市教育長 氏 名 印

博物館登録通知書

年 月 日付けで申請のあった次の博物館は、年 月 日登録番号第
号をもって博物館登録原簿に登録したので、博物館法第12条の規定により通知します。

- 1 博物館の設置者の名称（私立博物館にあつては、設置者の名称及び住所）
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地

別記3（改正後）

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市教育長 氏 名 

博物館登録通知書

年 月 日付けで申請のあった次の博物館は、年 月 日登録番号第
号をもって博物館登録原簿に記載したので、博物館法第14条第2項の規定により通知します。

- 1 博物館の設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録の年月日

様式第6号（第6条関係）

博物館登録事項等変更届

年 月 日

（宛先）静岡市教育長

所在地
届出者 名称
代表者氏名
電話

博物館法第13条第1項の規定により、登録事項等の変更について、次のとおり届け出ます。

- 1 博物館の設置者の名称（私立博物館にあつては、設置者の名称及び住所）
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 届出事項

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

様式第 4 号（第 6 条関係）

博物館登録事項等変更届

年 月 日

（宛先）静岡市教育長

所在地
届出者 名称
代表者氏名
電話

博物館法第15条第 1 項の規定により、登録事項等の変更について、次のとおり届け出ます。

- 1 博物館の設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 届出事項

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

別記 5 (改正前)

様式第 7 号 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市教育長 氏 名 印

博物館登録取消通知書

博物館法第14条第1項の規定により次の博物館の登録を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

- 1 博物館の設置者の名称 (私立博物館にあつては、設置者の名称及び住所)
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 登録を取り消した理由

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

別記 5 (改正後)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市教育長 氏 名 

博物館登録取消通知書

博物館法第19条第1項の規定により次の博物館の登録を取り消したので、同条第3項の規定により通知します。

- 1 博物館の設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 登録を取り消した理由

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第8号（第8条関係）

博物館廃止届

年 月 日

（宛先）静岡市教育長

	所在地
	名称
届出者	代表者氏名
	電話

次の博物館を廃止したので、博物館法第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 博物館の設置者の名称（私立博物館にあつては、設置者の名称及び住所）
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 廃止年月日
- 6 廃止の理由
- 7 廃止後の処置

様式第 6 号（第 8 条関係）

博物館廃止届

年 月 日

（宛先）静岡市教育長

	所在地
	名称
届出者	代表者氏名
	電話

次の博物館を廃止したので、博物館法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 博物館の設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 廃止年月日
- 6 廃止の理由
- 7 廃止後の処置

報告第 8 号

博物館の登録及び相当する施設の指定に関する審査基準の改正について

博物館の登録に関する基準及び相当する施設の指定に関する基準について、次のとおり報告する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙 1、別紙 2 のとおり
- 2 報告理由 博物館法の改正に伴い、博物館の登録制度が改正され、登録要件の見直しが行われたため、博物館の登録等に係る基準について意見公募手続を行い、改正を行ったので報告する。

静岡市教育委員会告示第 号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第1項第3号から第5号までに規定する博物館の登録に係る基準を次のように定める。

令和6年12月1日

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣

博物館法第13条第1項第3号から第5号までに規定する博物館の登録に係る基準

1 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る基準

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同様。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
- (2) 基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- (3) 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- (4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- (6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- (7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

2 学芸員その他の職員の配置に係る基準

- (1) 基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれて

いること。

(2) 学芸員が置かれていること。

(3) 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

3 施設及び設備に係る基準

(1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

(2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

(3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

(4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

静岡市教育委員会告示第 号

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第24条第1項第2号から第4号までに規定する博物館に相当する施設の指定に係る基準を次のように定める。

令和6年12月1日

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣

博物館法施行規則第24条第1項第2号から第4号までに規定する博物館に相当する施設の指定に係る基準

- 1 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に係る基準
 - (1) 資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同様。）並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって法第31条第1項の規定による指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）を運営する体制を整備していること。
 - (2) 基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
 - (3) 前号に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
 - (4) 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。
 - (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
 - (6) 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
 - (7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
- 2 学芸員に相当する職員その他の職員の配置に係る基準
 - (1) 基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

- (2) 学芸員に相当する職員が置かれていること。
- (3) 基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

3 施設及び設備に係る基準

- (1) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- (3) 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- (4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

令和6年11月25日
教 職 員 課

令和6年度 給与改定に伴う対応について

【改定内容】

- 高等学校教職員の給与
- 小中学校教職員の給与
- ・給料表の改定：高校・小中ともに初任給を中心に引き上げるとともに、若年層に特に重点を置き、全ての級・号給を引き上げる
- ・期末手当・勤勉手当：0.1月分の引き上げ

【給料表改正を行う当局所管の条例】

- 静岡市教育職員の給与に関する条例
- 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例

【組合交渉】

当初の提案通り、上記【改定内容】により11月11日妥結

【実施時期】

- 給 料 表 改 定：令和6年4月1日遡及実施
- 勤勉手当引き上げ：令和6年12月から実施

【その他】

以下の改正については、総務局所管条例の一部改正により対応。

- 期末手当、勤勉手当の引き上げ：静岡市職員の給与に関する条例
 - 会計年度任用職員の給料表：静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- ※会計年度任用職員の給料表は各職種の給料表の1級の1～70号給が使用されているため、高校・小中の給料表を改定したことに伴い、会計年度任用職員の「高等学校等教育職給料表」と「小学校中学校教育職給料表」部分が同じく改定になる。

令和6年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和6年9月24日

静岡市人事委員会

《本年の給与勧告のポイント》

○月例給、期末手当・勤勉手当（ボーナス）ともに引上げ

- 月例給は、職員給与が民間給与を10,110円（2.69%）下回っているため、引上げ改定
- 期末・勤勉手当（ボーナス）を0.10月分引上げ
- 平均年間給与は20万8千円（3.36%）の増額

○給与制度のアップデートの実施（令和7年4月1日実施）

- 時代の要請に即した給与制度に転換するため、国の見直し内容を基本に見直し

1 職員給与と民間給与の比較

- （1）月例給 職員と民間従業員の4月分支給額を調査し、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士で比較する（ラスパイレス方式）。

民間給与	職員給与 ※	較 差
385,403 円	375,293 円	10,110 円（2.69%）

※行政職給料表適用者（消防職員、新規採用者を除く。）平均年齢40.9歳、平均勤続年数18.7年

- （2）特別給（ボーナス） 民間従業員の昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績（支給割合）を調査し、職員の年間支給月数と比較する。

民間支給月数	職員支給月数	支給月数の差
4.60 月	4.50 月	0.10 月

2 公民の給与較差に基づく給与改定等

（1）改定に当たっての基本的な考え方

月例給について、職員の給与が民間の給与を下回っているため、引上げ改定を行う必要がある。特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当が民間事業所の支給割合を下回っていることから、引上げを行う必要がある。

小学校中学校教育職給料表等について、本年4月に遡及して実施する改定については、静岡県教育職給料表の改定状況を考慮した改定を行い、令和7年4月以降の改定については、給料表は行政職給料表の改定状況を基本としつつ、静岡県等との均衡を考慮した改定を行い、諸手当は本市の給与制度に沿った改定を行うことが適当である。

(2) 改定事項

ア 給料表

市内民間事業所の給与水準及び人事院勧告における俸給表の改定の趣旨を踏まえるとともに、令和7年4月からの給与制度のアップデートの基準となる給料表に改定する必要がある。

民間における初任給の動向や人材確保の観点から初任給を引き上げる。若年層が在職する号給に重点を置くとともに、30歳台後半までの職員が在職する号給にも重点を置いた引上げ改定を行う。その他の職員が在職する号給については、改定率を通減させつつ引上げ改定を行う。

イ 諸手当

(ア) 初任給調整手当：医師及び歯科医師の初任給調整手当の所要の改定

(イ) 期末手当・勤勉手当：支給月数を0.10月分引き上げ、期末手当・勤勉手当に均等に配分
(年間支給月数 4.50月→4.60月)

(3) 改定の実施時期

令和6年4月に遡及して実施する。ただし、期末手当・勤勉手当については、条例の公布の日からとする。

(4) その他課題

ア 給与制度の改善に向けた取組

令和4年4月に実施された給料表の見直しにより、もともと同一級であった係長級と主査の級が分離され、職務給の原則に適した給与体系となった。令和13年度まで経過措置を講じていることから、各年齢層における公民較差の動向を引き続き注視していく必要がある。

3 静岡市における給与制度のアップデート

(1) 給与制度のアップデートの背景

人事院は、現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換するため、包括的に給与制度を整備する給与制度のアップデートを勧告した。

地方公務員の給与制度は、公務としての近似性・類似性を重視して均衡の原則が適用されるべきであり、国家公務員の給与制度を基本とすることが合理的であることから、本市においても給与制度のアップデートを実施する必要があると判断した。

(2) 給与制度のアップデートの取組内容

ア 給料表

本年の公民給与の較差に基づき、初任給・若年層の水準を引き上げ、本年4月に遡及して実施するとともに、国の見直しの内容を基本に、見直しを行う必要がある。

イ 地域手当

地域手当を8%とすることとし、国の動向を踏まえ段階的に引き上げる必要がある。令和7年度の支給割合は7%とする必要がある。引上げに当たっては、本市の公民給与の較差を考慮して、職員給与における給料月額と地域手当の配分を見直して実施していく必要がある。

ウ 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実させることが適当である。令和7年度から8年度にかけて、段階的に配偶者に係る手当を縮小するとともに、子に係る手当額の引上げを行う必要がある。

エ 通勤手当等

a 通勤手当の支給限度額等

b 新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当の支給要件

国の見直しの内容を基本に、本市の実情を踏まえ、見直しを行う必要がある。

オ 管理職員特別勤務手当

国の見直しの内容を基本に、見直しを行う必要がある。

カ 特別給（ボーナス）

a 勤勉手当の成績率等

b 特定任期付職員のボーナス制度

国の見直しの内容を基本に、見直しを行う必要がある。

キ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

国の見直しの内容を基本に、本市の実情を踏まえ、見直しを行う必要がある。

4 人事・給与制度及びその他の勤務条件

（１）人材の確保と育成

ア 人材の確保

採用試験の実施方法について引き続き検討するとともに、民間企業等職務経験者の受け入れができるよう、まだ対応していない事務職を中心に、採用枠の設置を検討されたい。高校生を中心とする低年次層に公務員という選択肢を意識してもらうための更なる活動の検討や、併せて民間企業等での職務経験者にも採用広報を拡充していくことが求められる。

教育職については、国において、質の高い教師の確保に向け、働き方改革や処遇改善とともに、給与体系の改善に取り組んでいくことから、本市においても、今後の法改正等に合わせて取り組まれない。

イ 人材の育成

複雑化・多様化する市民ニーズに応え、行政サービスの向上を図っていくためには、職員一人一人が必要とされる知識と技能を獲得し、それを向上できる環境を整えることが必要である。

職員がキャリアを通じて「仕事のやりがい」・「組織への貢献」・「自己成長」を実感できる魅力的な環境の整備について、これまで以上に進められたい。

ウ 女性職員の登用

女性が働きやすい職場環境は、男性にとっても生き生きと働くことができる環境であり、ひいては持続可能な行政サービスの提供に資するものであることから、働きやすい職場づくりと合わせて総合的な取組を進め、女性職員の活躍を一層推進されたい。

エ 障がい者の活躍推進

障がい者の活躍推進は、障がいのあるなしにかかわらず、多様な人材が活躍でき、全ての職員が安心して長く働き続けられる職場環境の実現に寄与することを踏まえ、組織が一丸となり、取組を着実に進められたい。

(2) 勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正を進めていくためには、事務事業の効率化は不可欠である。職員一人一人の意識改革はもとより所属長による適切なマネジメントのもと、具体的な変革につなげられるよう邁進されたい。

教育職員の長時間勤務を減らしていくためには、学校における働き方改革の一層の推進や、教職員定数の確保・運営体制の充実を合わせて進めていくことが必要である。学校と教育委員会が両輪となり、家庭や地域の理解と協力を得ながら、市長部局も含めた市全体で取り組むことが重要である。

イ 柔軟な働き方と仕事と生活の調和

育児や介護などの事情を抱える職員を始めとした多様な人材を活かすとともに、有為な人材を確保する観点からも、より柔軟な働き方を実現するための制度の整備は重要であることから、引き続き調査研究を進め、制度の拡充に努められたい。

誰もが仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場となるよう、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進と合わせて、総合的に推進されたい。

ウ メンタルヘルス対策の推進

長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等に加え、研修の実施や相談体制の確保、次項で取り上げたハラスメント対策など、メンタルヘルス不調の予防・早期発見から再発防止までの組織的な取組を更に進められたい。

エ ハラスメント対策の推進

任命権者においては、引き続き、職員が相談しやすい環境の整備に努めるなど、ハラスメント防止対策が実効性のある対策となるよう取組を進められたい。また、相談があった場合には、相談者の信頼を裏切らないよう、迅速かつ適切な対応に努められたい。

(3) 定年の引上げ

高齢期職員がその知識、経験を活かして活躍できるようにすることで、若手を含めた全ての職員がその能力を存分に発揮できる環境を整えるという定年引上げの趣旨を踏まえ、引き続き定年引上げの適切かつ円滑な運用に努められたい。

(4) 市民からの信頼確保

市職員として、法令を遵守し、職務倫理を保持することや、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することは、公務員として強く求められるところである。任命権者は、法令の遵守・公務員倫理の徹底、事務執行におけるマネジメント機能の確保等の取組を徹底し、市民からの信頼の確保に邁進されたい。

(5) 会計年度任用職員制度の運用

会計年度任用職員の給料・報酬については、最低賃金を下回らないことはもとより、常勤職員や会計年度任用職員相互の権衡を踏まえ、適正な給与体系が維持できるよう留意されたい。

地方自治法の一部改正等の趣旨に留意し、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じた改定を実施されたい。

《参考》

【職種別民間給与実態調査の実施状況】

市内の民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の312事業所から116事業所を無作為抽出して実地調査を行った（調査完了98事業所）。

【過去の給与勧告の実施状況】

	月例給	期末・勤勉手当		平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成26年	0.22%	4.10月	0.15月	73千円	1.16%
平成27年	0.03%	4.20月	0.10月	41千円	0.64%
平成28年	勧告なし	4.30月	0.10月	39千円	0.62%
平成29年	勧告なし	4.40月	0.10月	39千円	0.62%
平成30年	0.03%	4.45月	0.05月	21千円	0.34%
令和元年	0.03%	4.50月	0.05月	21千円	0.34%
令和2年	勧告なし	4.45月	△0.05月	△19千円	△0.30%
令和3年	勧告なし	4.30月	△0.15月	△57千円	△0.91%
令和4年	0.06%	4.40月	0.10月	42千円	0.68%
令和5年	1.01%	4.50月	0.10月	100千円	1.63%
令和6年	2.69%	4.60月	0.10月	208千円	3.36%

【勧告どおり給与改定が実施された場合の平均年間給与】

改定前	改定後	差
6,186千円	6,394千円	208千円（3.36%）

【勧告どおり給与改定が実施された場合の影響額（試算）】

約10.3億円（水道、下水道、病院を除く。）

令和6年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和6年10月11日
静岡県人事委員会

○本年の給与勧告のポイント

① 公民較差に基づく本年の給与改定等

- ・民間給与との較差（2.62％）を解消するため、給料月額を引上げ
- ・子に係る扶養手当の月額を1人につき1,000円引上げ
- ・民間の支給割合との均衡を考慮し、ボーナスを引上げ（0.10月分）

② 給与制度のアップデート

- ・給料表及び給与制度の見直し
- ・諸手当の見直し（扶養手当、地域手当、通勤手当、再任用された職員の手当など）

I 給与について

1 公民の較差に基づく給与改定

(1) 民間給与との比較

調査対象 442 事業所中、369 事業所の約 1 万 9 千人の個人別給与を調査

ア 月例給

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴の同じ者同士を比較

<民間給与との較差>

民間給与	職員給与	較 差	(注) 行政職 平均年齢 42.4 歳
391,494 円	381,506 円	9,988 円 (2.62%)	

※公民較差の額（9,988 円）、率（2.62％）ともに、平成4年（9,694 円、2.83％）以来、32 年ぶりの水準

イ 特別給（ボーナス）

民間の支給割合 4.62 月（職員の支給月数 4.50 月）

(2) 改定の内容

ア 月例給

(7) 給料表

a 行政職給料表

人事院勧告における国家公務員の俸給表の改定を考慮して改定。若年層に特に重点を置き、全ての級・号給の給料月額を引上げ改定

大卒程度試験に係る初任給を 23,200 円、高卒程度試験に係る初任給を 23,600 円引上げ【給与制度のアップデートの先行実施】

b その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定

(4) 医師・歯科医師に対する初任給調整手当

医療職給料表(1)の改定を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、引上げ改定

(ウ) 扶養手当

子育てをしている職員を支援するため、子に係る扶養手当の月額を1人につき12,000 円に引上げ【給与制度のアップデートの先行実施】

(I) 寒冷地手当

民間における同種手当の支給額を踏まえた国の改定を考慮して、寒冷地手当の額を引上げ、支給公署等を見直し

イ 特別給（ボーナス）

民間の支給状況等を踏まえ、年間 4.50 月から 4.60 月に引上げ、期末手当及び勤勉手当に 0.05 月分ずつ均等に配分

＜一般職員の場合の支給月数＞

		6 月期	12 月期	年 間
令和 6 年度	期末手当	1.225 月（支給済み）	1.275 月（現行 1.225 月）	4.60 月
	勤勉手当	1.025 月（支給済み）	1.075 月（現行 1.025 月）	
7 年度 以降	期末手当	1.25 月	1.25 月	4.60 月
	勤勉手当	1.05 月	1.05 月	

[実施時期]

- ・月例給（給料表等）：令和 6 年 4 月 1 日
（寒冷地手当の支給公署等は令和 7 年 4 月 1 日）
- ・特別給（ボーナス）：令和 6 年 12 月 1 日

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）

(1) 給与制度のアップデートの必要性

本県においても、給与制度の連続性・安定性が確保できること、人材の確保等は国と共通の課題であること等から、国の制度を基本としつつ、地域の民間給与の水準を反映したものとなるよう、公民給与の較差など本県の実情を考慮しながら、給与制度のアップデートを実施していくことが必要である。

(2) 見直しの内容・実施時期等

ア 給料表及び給与制度の見直し…若年層は採用等における給与面での競争力を高め、行政職 8 級相当以上は職務職責をより重視した給与体系とするため改定

(ア) 行政職給料表

- ・1 級及び 2 級：新卒初任給や若年層の給料月額を大幅に引上げ
- ・3 級から 7 級：各級の初号近辺の号給をカットし給料月額の最低水準を引上げ
- ・8 級から 10 級：各級の初号の給料月額を引き上げつつ、隣接する職務の級間での給料月額の重なりを解消

成績優秀者は昇給によりさらに給与上昇する仕組みへ見直し

(イ) 行政職給料表以外：行政職給料表との均衡を基本に改定

イ 扶養手当の見直し…税制及び社会保障制度の見直しなど社会状況の変化に対応するとともに子育て支援を充実させるため改定

配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る扶養手当の月額を 1 人につき 14,000 円に引上げ（段階的に実施）

ウ 地域手当の見直し…民間賃金の状況を職員の給与水準に反映させるため、国の地域区分等に見直しに準じて引き上げるとともに、給料月額に乗じる一定の率を引下げ

- ・支給割合の改定 静岡県内一律 3.7% → 4.15%
- ・給料表の給料月額に乗じる一定の率 1.89% → 1.43%

エ 通勤手当…長距離通勤する職員の経済的負担の軽減等を考慮して改定

- ・支給限度額を月額 150,000 円に引上げ
- ・新幹線等に係る通勤手当の支給要件を見直し（通勤時間の 30 分短縮要件を廃止）

オ 単身赴任手当の見直し

採用に伴い単身赴任となった職員についても手当を支給するよう、国の改定を考慮して見直し

カ 管理職員特別勤務手当の見直し

手当の支給対象時間帯の拡大等について、国の改定を考慮して見直し

キ 勤勉手当の見直し

勤勉手当の成績率の上限を国の改定を考慮して引上げ

ク 特定任期付職員のボーナス制度の見直し

国の改定を考慮して、期末手当と勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止

ケ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

国に準じて、異動の円滑化に資する手当として、地域手当（異動保障）、住居手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む）及び寒冷地手当を支給

〔実施時期〕

令和 7 年 4 月 1 日

3 その他の課題

(1) 教育職員の給与

国において、教職調整額の支給を定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の見直し等が検討されており、本県においても、教育職員の適切な処遇を図る必要があることから、引き続き国の動向等を注視し、必要な検討を行っていく。

4 会計年度任用職員の給与改定等

常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすることが適当

II 職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応について

本委員会は、任命権者と連携し、多様で有意な人材を確保するとともに、職員がその能力を発揮できる環境を整えるため、試験の改善等に加え、ワーク・ライフ・バランスの実現や職員の心身の健康の保持・増進など、勤務環境を向上させていくことにより、働きやすく、魅力ある職場環境の醸成を進めていく。

1 人材の確保

人材の確保が厳しさを増している中、本委員会は就業希望者の目線に立った取組を進めてきた。今後も受験機会の拡大といった試験改善や職員が就業希望者に直接対話することによる広報活動の充実等を進めていく。このほか、早期化している大学生の就職活動スケジュールに合わせた広報時期の見直しやインターンシップの取扱いに係る国の動向への対応など、採用活動に関わる状況変化に適切に対処していく。

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

(1) 過度な時間外労働の是正

令和5年度に、時間外勤務時間の上限の特例である月100時間等を超えた職員は605人で、4年度より増加した。時間外勤務を縮減するため、任命権者には、業務の効率化やデジタル化、優良な改善事例の横展開、業務量に応じた柔軟な人員配置や人員の確保などの対策を講ずることを求める。管理監督職には、業務分担の平準化など適切なマネジメントを行うことを求める。

(2) 教職員の多忙化の解消

県立学校において、時間外在校等時間の上限の特例である月100時間等を超えた教育職員の割合は21.5%、小学校・中学校において、上限の原則である月45時間を超えた教育職員の割合は小学校29.2%、中学校45.4%であった。時間外在校等時間を縮減するため、県教育委員会は、各学校で共通する業務の効率化・デジタル化、優良事例の横展開、業務分担の平準化の徹底などを図るとともに、長時間にわたる部活動指導などの時間外在校等時間の要因等に応じた対策を講ずる必要がある。また、校長等の管理職員がマネジメント力を最大限発揮できるような環境を整えることが必要である。

(3) 子育て支援及び介護支援等の充実

任命権者には、子育て・介護等を行う職員に対する支援体制の充実、管理職に対する制度の周知徹底や理解促進を図ることを求める。また、引き続き、男性職員の育児休業等の取得率を高める取組を進める必要がある。管理職には、制度を利用しやすい職場づくりに努めることを求める。

(4) 多様な働き方の実現

任命権者には、多様な働き方を可能とする制度の活用・拡充を進めることを求める。引き続き、フレックスタイム制及び勤務間インターバル制度などの多様な働き方の導入について、検討を進めるとともに、勤務時間の把握や管理が正確かつ簡便にできるよう、業務の効率化やシステム化を進める必要がある。

3 職員の心身の健康の保持・増進

(1) 心の健康づくりの推進

精神疾患による長期療養者は7年連続で増加し深刻な状況が続いている。任命権者及び管理職には、高ストレス者に対する面談等の早期対応や職場環境の改善等に取り組むことを求める。加えて、長期療養者に対して、療養中のケアや職場復帰支援等を行うことを求める。

(2) ハラスメント防止対策の推進

パワー・ハラスメントの相談件数は4年連続で増加している。任命権者及び管理職には、各種ハラスメントの根絶に取り組むことを求める。加えて、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマー・ハラスメント）への社会的関心が高まっており、行政サービスの利用者等からの過度な言動や要求に対しては、職員を守る観点から、組織として対応していく必要がある。

4 障害者雇用等に関する取組

知事部局及び県教育委員会には、法定雇用率を速やかに達成させることを求める。また、任命権者には、障害のある職員への支援や所属職員に対する研修の充実等により、障害のある職員が長く定着し活躍できる職場づくりに取り組むことを求める。

5 公務に対する信頼の確保

職員の懲戒処分事案が相次いで発生している。任命権者及び管理職には、職員に対して、コンプライアンスの徹底等を図り、県政に対する県民の信頼を確保することを求める。

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

静岡市長 難 波 喬 司
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和 6 年 9 月 2 4 日付静岡市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を受け、給与改定を行うことに伴い、高等学校の教育職員等の給与に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部改正をしようとするものである。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第 号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の趣旨・理由

令和6年9月24日付け静岡市人事委員会勧告に基づき、給料表の改定に係る改正を行うものである。

なお、当該勧告では、期末手当及び勤勉手当（以下「期末手当等」という。）について年間0.1月分の引上げ、地域手当の引上げ等を求めているところ、本条例第14条において静岡市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）を準用しており、給与条例の改正（令和6年11月議会に上程）により当該期末手当等の引き上げが見込まれることから、本条例による改正は不要である。

3 制定改廃の概要

- （1）本市人事委員会勧告に従い、当初附則に必要な規定を定めることとした。（当初附則第17項関係）
- （2）本市人事委員会勧告に従い、高等学校等教育職給料表を改定することとした。（別表第1）
- （3）この条例の施行期日を公布の日とした。（附則第1項関係）
- （4）この条例の規定は、令和6年4月1日から適用することとした。（附則第2項関係）
- （5）一部改正条例の施行に伴い必要な規定を定めることとした。（附則第3項関係）

4 施行期日

公布日（令和6年4月1日適用）

5 関係法令、条例等

- （1）静岡市職員の給与に関する条例
- （2）静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料月額及び基準給料月額の特例）

- 17 当分の間、職員の給料月額及び基準給料月額は、別表第1の規定にかかわらず、同表に規定する給料月額及び基準給料月額に100分の101を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 別表第1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員		円	円	円	円
	1	186,200	229,100	349,700	418,000
	2	187,600	231,000	351,600	419,900
	3	189,100	232,900	353,400	421,900
	4	190,600	234,800	355,100	423,800
	5	191,600	236,100	356,900	425,200
	6	193,800	238,100	358,700	427,000
	7	195,700	240,000	360,700	428,900

8	197,700	241,900	362,700	430,700
9	199,700	243,700	363,900	432,300
10	201,800	245,600	365,600	434,200
11	204,000	247,500	367,200	436,000
12	205,800	249,500	368,900	438,000
13	207,800	251,200	370,400	439,500
14	210,000	253,100	371,800	441,500
15	212,500	254,900	373,100	443,300
16	214,700	256,700	374,300	445,100
17	216,900	258,300	375,400	446,600
18	219,500	261,200	376,500	448,600
19	222,400	264,100	377,900	450,700
20	224,300	266,900	379,500	452,700
21	225,900	269,300	380,600	454,500
22	226,900	272,300	382,200	456,300
23	227,800	275,200	383,800	458,200
24	228,600	278,200	385,200	460,200
25	229,300	280,800	386,500	462,000
26	230,300	283,800	388,000	463,800
27	231,100	286,800	389,500	465,400
28	232,200	289,800	391,000	467,200
29	232,900	292,400	392,000	468,800
30	234,800	294,200	393,600	470,400
31	236,500	296,500	395,000	471,900
32	238,300	298,900	396,500	473,500
33	239,900	301,300	397,600	474,500
34	241,500	303,500	399,100	475,200
35	243,100	305,600	400,700	476,000
36	244,600	307,600	402,100	476,800
37	245,900	309,600	403,400	477,600

38	247,500	311,600	404,900	478,400
39	249,000	313,600	406,300	479,200
40	250,500	315,500	407,700	480,000
41	252,000	317,500	408,700	480,600
42	253,400	319,500	410,200	481,400
43	254,800	321,300	411,700	482,200
44	256,000	323,100	413,200	483,000
45	257,300	324,900	414,100	483,800
46	258,600	326,600	415,400	484,600
47	259,700	328,400	416,800	485,300
48	260,800	330,200	418,200	486,000
49	261,900	332,000	419,100	486,900
50	263,000	333,800	420,700	487,600
51	264,100	335,500	422,300	488,400
52	265,100	337,300	423,900	489,200
53	266,200	339,100	424,900	490,000
54	267,300	340,900	426,400	
55	268,400	342,700	427,900	
56	269,500	344,500	429,500	
57	270,600	346,200	430,200	
58	271,700	348,000	431,700	
59	272,800	349,800	433,200	
60	273,900	351,600	434,700	
61	275,000	353,400	435,300	
62	276,000	355,100	436,900	
63	277,100	356,900	438,500	
64	278,200	358,500	440,100	
65	279,300	360,100	440,700	
66	280,400	361,700	442,300	
67	281,500	363,300	443,900	

68	282,600	364,900	445,400
69	283,700	366,400	446,300
70	284,800	368,000	447,600
71	285,800	369,600	448,800
72	286,900	371,200	450,100
73	288,000	372,800	450,900
74	289,100	374,400	451,600
75	290,200	376,000	452,300
76	291,300	377,700	453,000
77	292,300	379,300	453,200
78	293,300	381,000	453,900
79	294,300	382,700	454,600
80	295,200	384,200	455,200
81	296,200	385,500	455,500
82	297,200	386,900	456,200
83	298,200	388,300	456,900
84	299,200	389,700	457,600
85	300,200	390,900	458,100
86	301,200	392,300	
87	302,200	393,700	
88	303,200	395,000	
89	304,200	395,900	
90	305,100	397,200	
91	306,100	398,600	
92	307,100	399,900	
93	308,100	400,700	
94	309,100	401,600	
95	310,100	402,700	
96	311,100	403,800	
97	312,100	404,800	

98	313, 100	405, 700
99	313, 900	406, 600
100	314, 600	407, 500
101	315, 400	408, 000
102	316, 500	408, 800
103	317, 600	409, 700
104	318, 800	410, 500
105	319, 400	411, 200
106	320, 400	411, 900
107	321, 300	412, 700
108	322, 300	413, 500
109	322, 800	414, 100
110	323, 600	414, 700
111	324, 300	415, 400
112	325, 000	416, 200
113	325, 300	416, 700
114	325, 800	417, 500
115	326, 200	418, 200
116	326, 600	418, 800
117	326, 700	419, 100
118	327, 300	419, 600
119	327, 800	420, 000
120	328, 300	420, 300
121	328, 400	420, 600
122	328, 900	420, 900
123	329, 300	421, 200
124	329, 700	421, 400
125	329, 800	421, 600
126	330, 200	421, 800
127	330, 500	422, 000

128	330, 800	422, 200
129	330, 900	422, 400
130	331, 100	422, 600
131	331, 200	422, 800
132	331, 400	423, 000
133	331, 500	423, 200
134	331, 700	423, 400
135	331, 900	423, 600
136	332, 100	423, 800
137	332, 300	424, 000
138	332, 500	424, 200
139	332, 600	424, 400
140	332, 800	424, 600
141	332, 900	424, 800
142	333, 100	425, 000
143	333, 300	425, 100
144	333, 500	425, 300
145	333, 600	425, 500
146	333, 700	425, 700
147	333, 900	425, 900
148	334, 100	426, 100
149	334, 200	426, 300
150	334, 600	426, 500
151	334, 900	426, 700
152	335, 100	426, 900
153	335, 200	427, 100
154	335, 400	
155	335, 600	
156	335, 800	
157	336, 100	

定年前再任用短		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
時間勤務職員		235,400円	275,400円	330,900円	415,200円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の教育職員給与条例」という。）別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の教育職員給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の静岡市教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教育職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市教育職員の給与に関する条例 <u>（新設）</u>	○静岡市教育職員の給与に関する条例 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>（適用）</u> 2 この条例による改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の教育職員給与条例」という。）別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用する。 <u>（給与の内払）</u> 3 改正後の教育職員給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の静岡市教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教育職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。
別表第1（第5条関係） 高等学校等教育職給料表 【別記1 参照】	別表第1（第5条関係） 高等学校等教育職給料表 【別記1 参照】

【別記1】

現行

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	165,800	206,400	336,300	417,000
	2	167,100	208,100	338,700	418,900
	3	168,400	209,800	341,100	420,900
	4	169,700	211,500	343,500	422,800
	5	170,700	212,800	344,800	424,300
	6	172,500	214,500	347,200	426,100
	7	174,300	216,200	349,600	428,000
	8	176,100	217,900	352,000	429,800
	9	177,800	219,500	353,300	431,400
	10	179,700	221,300	355,500	433,300
	11	181,600	223,000	357,500	435,200
	12	183,300	224,800	359,700	437,200
	13	185,100	226,300	360,700	438,700
	14	187,000	228,000	362,800	440,700
	15	189,200	229,600	364,700	442,500

16	191, 100	231, 300	366, 800	444, 400
17	193, 200	232, 700	368, 300	445, 900
18	195, 500	235, 300	370, 400	447, 900
19	198, 000	237, 900	372, 300	450, 000
20	199, 700	240, 500	374, 400	452, 000
21	201, 200	242, 600	375, 500	453, 800
22	202, 100	245, 300	377, 400	455, 700
23	202, 900	248, 000	379, 100	457, 600
24	203, 600	250, 700	381, 000	459, 600
25	204, 200	253, 000	382, 300	461, 400
26	205, 100	255, 700	384, 200	463, 200
27	205, 800	258, 400	385, 900	464, 900
28	206, 700	261, 100	387, 800	466, 700
29	207, 400	263, 400	389, 200	468, 300
30	209, 000	266, 300	391, 100	469, 900
31	210, 600	269, 200	393, 000	471, 400
32	212, 200	272, 100	394, 900	473, 000
33	213, 600	274, 500	396, 200	474, 000
34	215, 000	277, 500	397, 800	474, 800
35	216, 400	280, 500	399, 400	475, 600

36	217, 800	283, 400	401, 000	476, 400
37	219, 000	286, 100	402, 300	477, 200
38	220, 700	289, 200	403, 800	478, 000
39	222, 400	292, 300	405, 300	478, 800
40	224, 100	294, 500	406, 800	479, 600
41	225, 700	296, 800	407, 800	480, 200
42	227, 600	299, 400	409, 300	481, 000
43	229, 500	301, 700	410, 800	481, 800
44	231, 400	303, 800	412, 300	482, 600
45	233, 100	306, 100	413, 200	483, 400
46	234, 800	308, 600	414, 600	484, 200
47	236, 500	310, 900	416, 000	485, 000
48	238, 200	313, 200	417, 400	485, 700
49	239, 800	315, 100	418, 300	486, 600
50	241, 600	318, 000	419, 900	487, 300
51	243, 400	320, 800	421, 500	488, 100
52	245, 200	323, 600	423, 100	488, 900
53	246, 800	326, 000	424, 100	489, 700
54	248, 600	328, 000	425, 700	
55	250, 300	330, 100	427, 200	

56	252, 100	332, 300	428, 800
57	253, 800	334, 100	429, 500
58	255, 600	336, 300	431, 000
59	257, 300	338, 500	432, 500
60	259, 100	340, 800	434, 000
61	260, 700	342, 600	434, 700
62	262, 400	344, 700	436, 300
63	264, 100	346, 900	437, 900
64	265, 800	348, 800	439, 500
65	267, 100	350, 500	440, 100
66	269, 000	352, 400	441, 700
67	270, 800	354, 500	443, 300
68	272, 700	356, 600	444, 900
69	274, 100	358, 200	445, 800
70	275, 500	360, 300	447, 100
71	276, 900	362, 400	448, 300
72	278, 300	364, 300	449, 600
73	279, 300	365, 800	450, 400
74	280, 900	367, 500	451, 100
75	282, 400	369, 400	451, 800

76	283,900	371,300	452,500
77	285,200	373,000	452,700
78	286,700	374,700	453,400
79	288,200	376,400	454,100
80	289,500	378,100	454,800
81	290,500	379,500	455,100
82	291,800	380,900	455,800
83	293,100	382,300	456,500
84	294,400	383,700	457,200
85	295,400	384,900	457,700
86	296,800	386,300	
87	298,100	387,700	
88	299,500	389,100	
89	300,500	390,100	
90	301,900	391,400	
91	303,200	392,800	
92	304,500	394,100	
93	305,600	394,900	
94	306,900	395,800	
95	308,200	396,900	

96	309,600	398,000
97	310,300	399,000
98	311,400	400,000
99	312,700	400,900
100	313,900	401,800
101	314,800	402,300
102	316,000	403,100
103	317,100	404,000
104	318,300	404,900
105	318,900	405,600
106	319,900	406,400
107	320,800	407,200
108	321,800	408,000
109	322,300	408,600
110	323,100	409,200
111	323,800	410,000
112	324,600	410,800
113	324,900	411,300
114	325,400	412,100
115	325,800	412,800

116	326, 200	413, 500
117	326, 300	413, 800
118	326, 900	414, 600
119	327, 400	415, 400
120	327, 900	416, 200
121	328, 000	416, 600
122	328, 500	417, 000
123	328, 900	417, 400
124	329, 300	417, 800
125	329, 400	418, 000
126	329, 800	418, 300
127	330, 100	418, 700
128	330, 400	419, 100
129	330, 500	419, 400
130	330, 700	419, 800
131	330, 800	420, 100
132	331, 000	420, 300
133	331, 100	420, 500
134	331, 300	420, 800
135	331, 500	421, 100

136	331, 800	421, 500
137	331, 900	421, 600
138	332, 100	421, 900
139	332, 200	422, 300
140	332, 400	422, 600
141	332, 500	422, 800
142	332, 700	423, 200
143	332, 900	423, 500
144	333, 100	423, 800
145	333, 200	424, 000
146	333, 300	424, 300
147	333, 500	424, 500
148	333, 700	424, 800
149	333, 800	425, 000
150	334, 200	425, 300
151	334, 500	425, 700
152	334, 800	426, 000
153	334, 900	426, 500
154	335, 100	
155	335, 300	

	156	335,500			
	157	335,800			
定年前再任用短時間 勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		233,800円	274,100円	329,900円	414,000円

改正後（案）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	186,200	229,100	349,700	418,000
	2	187,600	231,000	351,600	419,900
	3	189,100	232,900	353,400	421,900
	4	190,600	234,800	355,100	423,800
	5	191,600	236,100	356,900	425,200
	6	193,800	238,100	358,700	427,000
	7	195,700	240,000	360,700	428,900
	8	197,700	241,900	362,700	430,700
	9	199,700	243,700	363,900	432,300
	10	201,800	245,600	365,600	434,200
	11	204,000	247,500	367,200	436,000

	12	205, 800	249, 500	368, 900	438, 000
	13	207, 800	251, 200	370, 400	439, 500
	14	210, 000	253, 100	371, 800	441, 500
	15	212, 500	254, 900	373, 100	443, 300
	16	214, 700	256, 700	374, 300	445, 100
	17	216, 900	258, 300	375, 400	446, 600
	18	219, 500	261, 200	376, 500	448, 600
	19	222, 400	264, 100	377, 900	450, 700
	20	224, 300	266, 900	379, 500	452, 700
	21	225, 900	269, 300	380, 600	454, 500
	22	226, 900	272, 300	382, 200	456, 300
	23	227, 800	275, 200	383, 800	458, 200
	24	228, 600	278, 200	385, 200	460, 200
	25	229, 300	280, 800	386, 500	462, 000
	26	230, 300	283, 800	388, 000	463, 800
	27	231, 100	286, 800	389, 500	465, 400
	28	232, 200	289, 800	391, 000	467, 200
	29	232, 900	292, 400	392, 000	468, 800
	30	234, 800	294, 200	393, 600	470, 400
	31	236, 500	296, 500	395, 000	471, 900

	32	238,300	298,900	396,500	473,500
	33	239,900	301,300	397,600	474,500
	34	241,500	303,500	399,100	475,200
	35	243,100	305,600	400,700	476,000
	36	244,600	307,600	402,100	476,800
	37	245,900	309,600	403,400	477,600
	38	247,500	311,600	404,900	478,400
	39	249,000	313,600	406,300	479,200
	40	250,500	315,500	407,700	480,000
	41	252,000	317,500	408,700	480,600
	42	253,400	319,500	410,200	481,400
	43	254,800	321,300	411,700	482,200
	44	256,000	323,100	413,200	483,000
	45	257,300	324,900	414,100	483,800
	46	258,600	326,600	415,400	484,600
	47	259,700	328,400	416,800	485,300
	48	260,800	330,200	418,200	486,000
	49	261,900	332,000	419,100	486,900
	50	263,000	333,800	420,700	487,600
	51	264,100	335,500	422,300	488,400

52	265, 100	337, 300	423, 900	489, 200
53	266, 200	339, 100	424, 900	490, 000
54	267, 300	340, 900	426, 400	
55	268, 400	342, 700	427, 900	
56	269, 500	344, 500	429, 500	
57	270, 600	346, 200	430, 200	
58	271, 700	348, 000	431, 700	
59	272, 800	349, 800	433, 200	
60	273, 900	351, 600	434, 700	
61	275, 000	353, 400	435, 300	
62	276, 000	355, 100	436, 900	
63	277, 100	356, 900	438, 500	
64	278, 200	358, 500	440, 100	
65	279, 300	360, 100	440, 700	
66	280, 400	361, 700	442, 300	
67	281, 500	363, 300	443, 900	
68	282, 600	364, 900	445, 400	
69	283, 700	366, 400	446, 300	
70	284, 800	368, 000	447, 600	
71	285, 800	369, 600	448, 800	

72	286,900	371,200	450,100
73	288,000	372,800	450,900
74	289,100	374,400	451,600
75	290,200	376,000	452,300
76	291,300	377,700	453,000
77	292,300	379,300	453,200
78	293,300	381,000	453,900
79	294,300	382,700	454,600
80	295,200	384,200	455,200
81	296,200	385,500	455,500
82	297,200	386,900	456,200
83	298,200	388,300	456,900
84	299,200	389,700	457,600
85	300,200	390,900	458,100
86	301,200	392,300	
87	302,200	393,700	
88	303,200	395,000	
89	304,200	395,900	
90	305,100	397,200	
91	306,100	398,600	

92	307, 100	399, 900
93	308, 100	400, 700
94	309, 100	401, 600
95	310, 100	402, 700
96	311, 100	403, 800
97	312, 100	404, 800
98	313, 100	405, 700
99	313, 900	406, 600
100	314, 600	407, 500
101	315, 400	408, 000
102	316, 500	408, 800
103	317, 600	409, 700
104	318, 800	410, 500
105	319, 400	411, 200
106	320, 400	411, 900
107	321, 300	412, 700
108	322, 300	413, 500
109	322, 800	414, 100
110	323, 600	414, 700
111	324, 300	415, 400

112	325, 000	416, 200
113	325, 300	416, 700
114	325, 800	417, 500
115	326, 200	418, 200
116	326, 600	418, 800
117	326, 700	419, 100
118	327, 300	419, 600
119	327, 800	420, 000
120	328, 300	420, 300
121	328, 400	420, 600
122	328, 900	420, 900
123	329, 300	421, 200
124	329, 700	421, 400
125	329, 800	421, 600
126	330, 200	421, 800
127	330, 500	422, 000
128	330, 800	422, 200
129	330, 900	422, 400
130	331, 100	422, 600
131	331, 200	422, 800

132	331, 400	423, 000
133	331, 500	423, 200
134	331, 700	423, 400
135	331, 900	423, 600
136	332, 100	423, 800
137	332, 300	424, 000
138	332, 500	424, 200
139	332, 600	424, 400
140	332, 800	424, 600
141	332, 900	424, 800
142	333, 100	425, 000
143	333, 300	425, 100
144	333, 500	425, 300
145	333, 600	425, 500
146	333, 700	425, 700
147	333, 900	425, 900
148	334, 100	426, 100
149	334, 200	426, 300
150	334, 600	426, 500
151	334, 900	426, 700

	152	335, 100	426, 900		
	153	335, 200	427, 100		
	154	335, 400			
	155	335, 600			
	156	335, 800			
	157	336, 100			
定年前再任用短時間		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
勤務職員		235, 400円	275, 400円	330, 900円	415, 200円

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

静岡市長

静岡市条例第 号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
以下、議案と同様。

議案第25号

規2-(6)

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和6年11月25日提出

静岡市長 難波 喬 司
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和6年9月24日付静岡市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を受け、給与改定を行うことに伴い、小学校及び中学校の教育職員等の給与に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部改正をしようとするものである。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の趣旨・理由

令和6年9月24日付け静岡市人事委員会勧告に基づき、給料表の改定に係る改正を行うものである。

なお、当該勧告では、期末手当及び勤勉手当（以下「期末手当等」という。）について年間0.1月分の引き上げを求めているところ、本条例第14条において読み替えて準用する静岡市教育職員の給与に関する条例第14条において準用する静岡市職員の給与に関する条例の一部改正（令和6年11月議会に上程）により改正されることから、本条例による改正は不要である。

3 制定改廃の概要

- （1）本市人事委員会勧告に従い、小学校中学校教育職給料表、小学校中学校行政職給料表、小学校中学校医療職給料表を改定することとした（別表第1から別表第3まで）。
- （2）この条例の施行期日を公布の日とした。
- （3）この条例の規定は、令和6年4月1日から適用することとした（附則第2項関係）。
- （4）一部改正条例の施行に伴い必要な規定を定めることとした（附則第4項関係）。

4 施行期日

公布日（令和6年4月1日適用）

5 関係法令、条例等

- （1）静岡市職員の給与に関する条例
- （2）静岡市教育職員の給与に関する条例

議案第 号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）
の一部を次のように改正する。

別表第1 から別表第3 までを次のように改める。

別表第1 （第4 条関係）

小学校中学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300

11	222, 200	243, 100	316, 000	344, 700	427, 700
12	224, 400	244, 700	317, 800	346, 700	429, 000
13	226, 600	246, 300	319, 700	348, 700	430, 300
14	228, 700	247, 800	321, 500	350, 200	431, 700
15	230, 800	249, 200	323, 300	351, 700	433, 100
16	232, 900	250, 600	325, 000	353, 200	434, 500
17	235, 000	252, 000	326, 600	354, 600	435, 700
18	236, 800	253, 200	328, 500	356, 000	437, 000
19	238, 500	254, 400	330, 400	357, 400	438, 200
20	240, 200	255, 600	332, 300	358, 800	439, 500
21	241, 900	257, 000	334, 100	360, 200	440, 600
22	243, 200	258, 200	336, 100	361, 500	441, 700
23	244, 500	259, 500	337, 900	362, 800	442, 900
24	245, 800	260, 800	339, 700	364, 100	444, 100
25	247, 000	262, 100	341, 400	365, 300	445, 400
26	248, 100	264, 000	343, 100	366, 600	446, 600
27	249, 200	265, 800	344, 700	367, 800	447, 600
28	250, 300	267, 600	346, 300	369, 000	448, 700
29	251, 500	269, 300	347, 900	370, 200	449, 900
30	252, 800	271, 500	349, 200	371, 400	450, 700
31	254, 000	273, 700	350, 400	372, 600	451, 500
32	255, 200	275, 900	351, 600	373, 700	452, 400
33	256, 300	278, 100	352, 900	374, 800	453, 300
34	257, 500	280, 300	354, 300	376, 000	453, 800
35	258, 700	282, 500	355, 700	377, 200	454, 300
36	259, 900	284, 600	357, 000	378, 300	454, 800
37	261, 100	286, 600	358, 300	379, 400	455, 300
38	262, 300	288, 500	359, 700	380, 600	455, 800
39	263, 500	290, 400	361, 100	381, 800	456, 300
40	264, 700	292, 200	362, 400	382, 900	456, 800

41	265,900	294,000	363,700	384,000	457,300
42	267,000	295,900	365,100	385,200	457,800
43	268,100	297,700	366,400	386,400	458,300
44	269,200	299,400	367,700	387,500	458,800
45	270,200	301,100	369,000	388,600	459,300
46	271,000	302,900	370,200	389,800	459,800
47	271,800	304,600	371,400	391,000	460,300
48	272,600	306,200	372,600	392,200	460,800
49	273,300	307,800	373,800	393,400	461,300
50	274,100	309,500	375,000	394,700	461,800
51	274,800	311,300	376,200	395,900	462,300
52	275,500	313,000	377,400	397,100	462,800
53	276,300	314,300	378,500	398,300	463,300
54	277,100	316,200	379,700	399,600	
55	277,900	318,000	380,900	400,600	
56	278,600	319,700	382,100	401,700	
57	279,300	321,400	383,200	402,900	
58	280,100	323,300	384,500	404,100	
59	280,900	325,000	385,800	405,300	
60	281,600	326,700	387,000	406,500	
61	282,200	328,400	387,900	407,600	
62	282,900	330,200	389,100	408,600	
63	283,600	332,000	390,100	409,900	
64	284,200	333,700	391,200	411,100	
65	284,900	335,400	392,000	412,300	
66	285,600	336,700	393,100	413,400	
67	286,300	338,000	394,100	414,500	
68	287,000	339,300	395,100	415,600	
69	287,700	340,800	396,200	416,600	
70	288,500	342,300	397,200	417,800	

71	289,200	343,800	398,300	419,000
72	289,900	345,300	399,400	420,200
73	290,400	346,700	400,400	420,800
74	291,100	348,200	401,500	421,600
75	291,800	349,700	402,600	422,300
76	292,400	351,200	403,600	422,800
77	293,000	352,600	404,500	423,100
78	293,700	354,100	405,400	423,400
79	294,300	355,600	406,400	423,800
80	294,900	357,100	407,400	424,200
81	295,500	358,500	408,200	424,500
82	296,100	359,800	409,000	424,900
83	296,700	361,100	409,700	425,200
84	297,300	362,300	410,500	425,500
85	297,800	363,500	411,200	425,800
86	298,300	364,700	411,800	426,200
87	298,800	365,900	412,500	426,500
88	299,300	367,000	413,200	426,800
89	299,700	368,100	413,800	427,100
90	300,300	369,200	414,500	427,400
91	300,800	370,300	415,000	427,700
92	301,300	371,400	415,600	427,900
93	301,600	372,500	416,000	428,100
94	302,100	373,700	416,400	428,400
95	302,600	374,800	416,700	428,700
96	303,000	375,900	417,000	428,900
97	303,400	376,900	417,200	429,100
98	303,900	377,900	417,500	429,400
99	304,400	378,800	417,800	429,700
100	304,800	379,700	418,000	429,900

101	305, 200	380, 500	418, 200	430, 100
102	305, 600	381, 500	418, 500	430, 400
103	306, 000	382, 400	418, 800	430, 700
104	306, 300	383, 300	419, 000	430, 900
105	306, 500	384, 100	419, 200	431, 100
106	306, 800	385, 000	419, 500	
107	307, 100	385, 900	419, 800	
108	307, 300	386, 800	420, 000	
109	307, 500	387, 600	420, 200	
110	307, 700	388, 600		
111	308, 000	389, 500		
112	308, 300	390, 400		
113	308, 500	391, 000		
114	308, 700	391, 900		
115	308, 900	392, 800		
116	309, 200	393, 700		
117	309, 500	394, 500		
118	309, 700	395, 200		
119	310, 000	396, 000		
120	310, 300	396, 800		
121	310, 500	397, 400		
122	310, 700	398, 100		
123	310, 900	398, 800		
124	311, 200	399, 400		
125	311, 500	400, 000		
126		400, 700		
127		401, 200		
128		401, 800		
129		402, 400		
130		403, 000		

131	403,500
132	404,000
133	404,300
134	404,600
135	404,900
136	405,200
137	405,500
138	405,800
139	406,100
140	406,400
141	406,700
142	407,000
143	407,300
144	407,600
145	407,800
146	408,100
147	408,400
148	408,600
149	408,800
150	409,100
151	409,400
152	409,600
153	409,800
154	410,100
155	410,400
156	410,600
157	410,800
158	411,100
159	411,400
160	411,600

	161		411,800			
	162		412,100			
	163		412,400			
	164		412,600			
	165		412,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		229,700円	276,000円	303,400円	330,000円	411,900円

備考

- この表は、第2条第1号に掲げる者に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で小学校又は中学校に勤務する教頭である者の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校中学校行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700

13	201, 000	247, 400	273, 300	304, 600	328, 300	355, 200
14	202, 700	248, 600	274, 300	305, 700	330, 000	356, 900
15	204, 400	249, 800	275, 300	306, 700	331, 700	358, 500
16	206, 100	251, 000	276, 400	307, 900	333, 400	360, 100
17	207, 400	252, 100	277, 400	309, 100	335, 000	361, 700
18	209, 000	253, 200	278, 700	310, 700	336, 700	363, 500
19	210, 600	254, 300	280, 000	312, 300	338, 400	365, 000
20	212, 100	255, 400	281, 200	313, 900	340, 000	366, 600
21	213, 600	256, 400	282, 500	315, 400	341, 500	368, 000
22	215, 200	257, 400	283, 800	317, 000	343, 100	369, 600
23	216, 800	258, 400	285, 000	318, 600	344, 700	371, 200
24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700
25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600
26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500
27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800

43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500

73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
94		299, 400	347, 400	386, 600	398, 500	
95		299, 700	347, 800	387, 000	398, 800	
96		300, 100	348, 200	387, 400	399, 000	
97		300, 300	348, 400	387, 700	399, 200	
98		300, 600	348, 800	388, 200	399, 500	
99		301, 000	349, 200	388, 600	399, 800	
100		301, 400	349, 500	389, 000	400, 000	
101		301, 600	349, 800	389, 300	400, 200	
102		301, 900	350, 200			

	103		302, 200	350, 600			
	104		302, 500	351, 000			
	105		302, 700	351, 500			
	106		303, 000	351, 900			
	107		303, 300	352, 300			
	108		303, 600	352, 700			
	109		303, 800	353, 200			
	110		304, 200	353, 600			
	111		304, 600	353, 900			
	112		304, 900	354, 200			
	113		305, 100	354, 700			
	114		305, 300				
	115		305, 600				
	116		306, 000				
	117		306, 200				
	118		306, 400				
	119		306, 700				
	120		307, 000				
	121		307, 400				
	122		307, 600				
	123		307, 900				
	124		308, 200				
	125		308, 500				
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		192, 000円	219, 500円	260, 000円	279, 700円	294, 900円	320, 600円

備考 この表は、第2条第2号に掲げる者に適用する。

別表第3（第4条関係）

小学校中学校医療職給料表

職員の区分	職務の級 給号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円	円	円
短時間勤務職	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100
員以外の職員	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400

28	231, 200	257, 200	281, 600	303, 800	343, 600	386, 100
29	232, 100	258, 000	282, 400	305, 000	344, 900	387, 800
30	233, 000	258, 800	283, 300	306, 200	346, 400	389, 300
31	233, 900	259, 600	284, 200	307, 300	347, 900	390, 800
32	234, 800	260, 400	285, 000	308, 500	349, 400	392, 300
33	235, 600	261, 200	285, 800	309, 800	350, 900	393, 600
34	236, 400	262, 000	286, 900	311, 000	352, 400	394, 900
35	237, 200	262, 700	287, 900	312, 200	353, 900	396, 200
36	238, 000	263, 500	288, 900	313, 400	355, 300	397, 300
37	238, 800	264, 400	289, 900	314, 600	356, 700	398, 400
38	239, 600	265, 200	291, 000	315, 700	358, 300	399, 500
39	240, 400	266, 000	292, 000	316, 900	359, 800	400, 600
40	241, 200	266, 800	293, 000	318, 100	361, 300	401, 700
41	241, 800	267, 600	294, 000	319, 300	362, 500	402, 500
42	242, 400	268, 400	295, 000	320, 600	363, 600	403, 300
43	243, 000	269, 200	296, 000	321, 900	364, 800	404, 100
44	243, 500	270, 000	297, 000	323, 100	365, 900	404, 900
45	244, 000	270, 700	298, 000	324, 000	366, 900	405, 300
46	244, 600	271, 500	299, 200	325, 200	367, 700	405, 900
47	245, 100	272, 300	300, 300	326, 400	368, 700	406, 400
48	245, 500	273, 100	301, 400	327, 600	369, 800	406, 800
49	245, 900	273, 800	302, 500	328, 700	370, 800	407, 200
50	246, 400	274, 600	303, 600	329, 700	371, 800	407, 400
51	246, 900	275, 300	304, 700	330, 700	372, 800	407, 700
52	247, 400	276, 000	305, 800	331, 600	373, 700	408, 000
53	247, 700	276, 700	306, 900	332, 500	374, 500	408, 300
54	248, 000	277, 400	308, 000	333, 500	375, 300	408, 600
55	248, 300	278, 100	309, 100	334, 500	376, 200	408, 900
56	248, 600	278, 800	310, 200	335, 400	377, 000	409, 200
57	248, 900	279, 500	311, 200	335, 900	377, 500	409, 400

58	249, 200	280, 200	312, 200	336, 800	378, 300	409, 700
59	249, 500	280, 900	313, 200	337, 500	379, 100	410, 000
60	249, 800	281, 500	314, 200	338, 400	379, 900	410, 300
61	250, 100	282, 100	315, 200	339, 100	380, 300	410, 500
62	250, 400	282, 800	316, 200	339, 400	381, 000	410, 800
63	250, 700	283, 500	317, 200	339, 900	381, 700	411, 100
64	251, 000	284, 100	318, 100	340, 500	382, 300	411, 400
65	251, 300	284, 700	319, 000	341, 100	382, 700	411, 600
66	251, 600	285, 400	319, 800	341, 800	383, 200	411, 900
67	251, 900	286, 100	320, 500	342, 500	383, 800	412, 200
68	252, 200	286, 700	321, 200	343, 100	384, 400	412, 500
69	252, 500	287, 300	321, 800	343, 800	384, 800	412, 700
70	252, 800	288, 000	322, 500	344, 300	385, 300	413, 000
71	253, 100	288, 700	323, 100	344, 900	385, 800	413, 300
72	253, 300	289, 300	323, 700	345, 500	386, 300	413, 600
73	253, 500	289, 900	324, 300	345, 800	386, 900	413, 800
74	253, 800	290, 400	324, 500	346, 400	387, 400	
75	254, 100	290, 800	325, 000	346, 900	388, 000	
76	254, 300	291, 200	325, 500	347, 400	388, 600	
77	254, 500	291, 600	326, 100	347, 900	389, 100	
78	254, 800	291, 900	326, 600	348, 400	389, 600	
79	255, 100	292, 200	327, 100	348, 900	390, 100	
80	255, 300	292, 500	327, 500	349, 300	390, 600	
81	255, 500	292, 800	328, 100	349, 600	390, 900	
82	255, 800	293, 100	328, 600	349, 900	391, 400	
83	256, 100	293, 400	329, 000	350, 100	391, 800	
84	256, 300	293, 700	329, 500	350, 400	392, 200	
85	256, 500	293, 900	330, 000	350, 900	392, 600	
86		294, 100	330, 400	351, 200		
87		294, 300	330, 600	351, 500		

	88		294, 500	330, 900	351, 800		
	89		294, 900	331, 300	352, 200		
	90		295, 100	331, 700	352, 500		
	91		295, 300	332, 000	352, 800		
	92		295, 500	332, 300	353, 100		
	93		295, 900	332, 600	353, 500		
	94		296, 100	332, 800	353, 800		
	95		296, 300	333, 200	354, 100		
	96		296, 600	333, 500	354, 400		
	97		296, 900	333, 700	354, 700		
	98		297, 100	334, 000	355, 100		
	99		297, 300	334, 300	355, 500		
	100		297, 600	334, 600	355, 900		
	101		297, 900	334, 800	356, 400		
	102		298, 100	335, 100	356, 800		
	103		298, 300	335, 400	357, 200		
	104		298, 600	335, 600	357, 600		
	105		298, 900	335, 800	358, 100		
	106			336, 000			
	107			336, 400			
	108			336, 600			
	109			336, 800			
	110			337, 200			
	111			337, 600			
	112			338, 000			
	113			338, 200			
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
		月額	月額	月額	月額	月額	月額
		193, 000円	219, 600円	248, 100円	261, 700円	287, 300円	328, 400円

備考 この表は、第2条第3号に掲げる者に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（以下「改正後の小中学校教育職員等給与条例」という。）別表第1から別表第3までの規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定による給与の内払とみなす。

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例 <u>（新設）</u> 別表第1（第4条関係） 小学校中学校教育職給料表 【別記1 参照】 別表第2（第4条関係） 小学校中学校行政職給料表 【別記2 参照】	○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>（適用）</u> 2 この条例による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（以下「改正後の小中学校教育職員等給与条例」という。）別表第1から別表第3までの規定は、令和6年4月1日から適用する。 <u>（給与の内払）</u> 3 改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定による給与の内払とみなす。 別表第1（第4条関係） 小学校中学校教育職給料表 【別記1 参照】 別表第2（第4条関係） 小学校中学校行政職給料表 【別記2 参照】

別表第3（第4条関係） 小学校中学校医療職給料表 【別記3 参照】

【別記 1】

現行

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600

15	203, 000	222, 900	304, 900	334, 200	428, 000
16	205, 100	224, 400	306, 600	335, 900	429, 400
17	207, 300	226, 100	308, 200	337, 600	430, 600
18	209, 400	227, 400	310, 400	339, 600	431, 900
19	211, 600	228, 600	312, 500	341, 600	433, 100
20	213, 500	229, 900	314, 800	343, 600	434, 400
21	215, 700	231, 600	316, 800	345, 600	435, 500
22	217, 300	233, 300	319, 000	347, 200	436, 700
23	218, 800	235, 000	321, 200	348, 800	438, 000
24	220, 300	236, 600	323, 500	350, 300	439, 300
25	221, 800	238, 100	325, 700	351, 800	440, 600
26	222, 900	240, 100	327, 900	353, 600	441, 800
27	224, 000	242, 000	330, 000	355, 300	442, 800
28	225, 200	243, 900	332, 000	357, 000	443, 900
29	226, 700	245, 600	334, 000	358, 600	445, 100
30	228, 200	248, 000	335, 400	360, 200	445, 900
31	229, 700	250, 400	336, 800	361, 800	446, 700
32	231, 200	252, 800	338, 400	363, 300	447, 600
33	232, 500	255, 200	339, 900	364, 600	448, 500
34	234, 100	257, 600	341, 900	366, 100	449, 000

35	235, 800	259, 900	344, 000	367, 600	449, 500
36	237, 200	262, 100	345, 800	369, 300	450, 000
37	238, 500	264, 300	347, 600	371, 000	450, 500
38	239, 900	266, 500	349, 300	372, 500	451, 000
39	241, 300	268, 900	351, 000	373, 800	451, 500
40	242, 700	271, 000	352, 600	375, 200	452, 000
41	244, 000	273, 300	354, 100	376, 300	452, 500
42	245, 300	275, 600	355, 800	377, 700	453, 000
43	246, 500	277, 800	357, 400	379, 100	453, 500
44	247, 800	279, 900	359, 000	380, 600	454, 000
45	249, 100	282, 000	360, 700	382, 000	454, 500
46	250, 400	284, 200	362, 400	383, 600	455, 000
47	251, 600	286, 300	363, 700	385, 100	455, 500
48	252, 700	288, 200	365, 100	386, 600	456, 000
49	253, 800	290, 300	366, 300	387, 900	456, 500
50	255, 100	292, 000	367, 800	389, 400	457, 000
51	256, 400	293, 800	369, 400	390, 800	457, 500
52	257, 400	295, 500	370, 900	392, 100	458, 000
53	258, 500	296, 800	372, 300	393, 300	458, 500
54	259, 900	298, 800	373, 800	394, 600	

55	260,900	300,700	375,300	395,700
56	261,900	302,700	376,700	396,800
57	262,900	304,700	378,100	398,000
58	263,900	306,800	379,500	399,200
59	264,900	309,000	380,800	400,400
60	265,900	311,200	382,100	401,600
61	266,800	313,300	383,000	402,700
62	267,500	315,600	384,200	403,700
63	268,200	317,800	385,300	405,000
64	268,800	319,900	386,400	406,200
65	269,500	322,000	387,200	407,400
66	270,700	323,500	388,300	408,500
67	271,800	325,000	389,300	409,600
68	272,900	326,500	390,300	410,700
69	274,200	328,200	391,400	411,700
70	275,600	330,200	392,400	412,900
71	276,800	332,200	393,500	414,100
72	278,000	334,100	394,600	415,300
73	278,800	335,900	395,600	415,900
74	279,700	337,900	396,700	416,700

75	280,700	339,800	397,800	417,400
76	281,700	341,700	398,800	417,900
77	282,600	343,400	399,700	418,200
78	283,600	345,200	400,600	418,600
79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	423,800

95	297, 000	370, 100	412, 200	424, 100
96	297, 700	371, 200	412, 500	424, 300
97	298, 400	372, 200	412, 700	424, 500
98	299, 200	373, 200	413, 000	424, 800
99	300, 000	374, 200	413, 300	425, 100
100	300, 700	375, 100	413, 500	425, 300
101	301, 400	375, 900	413, 700	425, 500
102	301, 800	376, 900	414, 000	425, 800
103	302, 200	377, 800	414, 300	426, 100
104	302, 600	378, 700	414, 500	426, 300
105	302, 800	379, 500	414, 700	426, 500
106	303, 100	380, 400	415, 000	
107	303, 400	381, 300	415, 300	
108	303, 600	382, 200	415, 500	
109	303, 800	383, 000	415, 700	
110	304, 000	384, 000		
111	304, 300	384, 900		
112	304, 600	385, 800		
113	304, 800	386, 400		
114	305, 000	387, 300		

115	305, 200	388, 200		
116	305, 500	389, 100		
117	305, 800	389, 900		
118	306, 000	390, 600		
119	306, 300	391, 400		
120	306, 600	392, 200		
121	306, 800	392, 800		
122	307, 000	393, 600		
123	307, 200	394, 300		
124	307, 500	395, 000		
125	307, 800	395, 600		
126		396, 300		
127		396, 800		
128		397, 400		
129		398, 100		
130		398, 700		
131		399, 200		
132		399, 700		
133		400, 000		
134		400, 300		

	135		400,600		
	136		400,900		
	137		401,200		
	138		401,500		
	139		401,800		
	140		402,100		
	141		402,400		
	142		402,700		
	143		403,000		
	144		403,300		
	145		403,500		
	146		403,800		
	147		404,100		
	148		404,300		
	149		404,500		
	150		404,800		
	151		405,100		
	152		405,300		
	153		405,500		
	154		405,800		

	155		406, 100			
	156		406, 300			
	157		406, 500			
	158		406, 800			
	159		407, 100			
	160		407, 300			
	161		407, 500			
	162		407, 800			
	163		408, 100			
	164		408, 300			
	165		408, 500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		226, 200円	272, 100円	299, 100円	325, 500円	406, 600円

改正後（案）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 199, 900	円 220, 700	円 298, 200	円 323, 900	円 413, 600
	2	202, 200	223, 100	300, 000	326, 000	415, 100

	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700

23	244, 500	259, 500	337, 900	362, 800	442, 900
24	245, 800	260, 800	339, 700	364, 100	444, 100
25	247, 000	262, 100	341, 400	365, 300	445, 400
26	248, 100	264, 000	343, 100	366, 600	446, 600
27	249, 200	265, 800	344, 700	367, 800	447, 600
28	250, 300	267, 600	346, 300	369, 000	448, 700
29	251, 500	269, 300	347, 900	370, 200	449, 900
30	252, 800	271, 500	349, 200	371, 400	450, 700
31	254, 000	273, 700	350, 400	372, 600	451, 500
32	255, 200	275, 900	351, 600	373, 700	452, 400
33	256, 300	278, 100	352, 900	374, 800	453, 300
34	257, 500	280, 300	354, 300	376, 000	453, 800
35	258, 700	282, 500	355, 700	377, 200	454, 300
36	259, 900	284, 600	357, 000	378, 300	454, 800
37	261, 100	286, 600	358, 300	379, 400	455, 300
38	262, 300	288, 500	359, 700	380, 600	455, 800
39	263, 500	290, 400	361, 100	381, 800	456, 300
40	264, 700	292, 200	362, 400	382, 900	456, 800
41	265, 900	294, 000	363, 700	384, 000	457, 300
42	267, 000	295, 900	365, 100	385, 200	457, 800

43	268, 100	297, 700	366, 400	386, 400	458, 300
44	269, 200	299, 400	367, 700	387, 500	458, 800
45	270, 200	301, 100	369, 000	388, 600	459, 300
46	271, 000	302, 900	370, 200	389, 800	459, 800
47	271, 800	304, 600	371, 400	391, 000	460, 300
48	272, 600	306, 200	372, 600	392, 200	460, 800
49	273, 300	307, 800	373, 800	393, 400	461, 300
50	274, 100	309, 500	375, 000	394, 700	461, 800
51	274, 800	311, 300	376, 200	395, 900	462, 300
52	275, 500	313, 000	377, 400	397, 100	462, 800
53	276, 300	314, 300	378, 500	398, 300	463, 300
54	277, 100	316, 200	379, 700	399, 600	
55	277, 900	318, 000	380, 900	400, 600	
56	278, 600	319, 700	382, 100	401, 700	
57	279, 300	321, 400	383, 200	402, 900	
58	280, 100	323, 300	384, 500	404, 100	
59	280, 900	325, 000	385, 800	405, 300	
60	281, 600	326, 700	387, 000	406, 500	
61	282, 200	328, 400	387, 900	407, 600	
62	282, 900	330, 200	389, 100	408, 600	

63	283,600	332,000	390,100	409,900
64	284,200	333,700	391,200	411,100
65	284,900	335,400	392,000	412,300
66	285,600	336,700	393,100	413,400
67	286,300	338,000	394,100	414,500
68	287,000	339,300	395,100	415,600
69	287,700	340,800	396,200	416,600
70	288,500	342,300	397,200	417,800
71	289,200	343,800	398,300	419,000
72	289,900	345,300	399,400	420,200
73	290,400	346,700	400,400	420,800
74	291,100	348,200	401,500	421,600
75	291,800	349,700	402,600	422,300
76	292,400	351,200	403,600	422,800
77	293,000	352,600	404,500	423,100
78	293,700	354,100	405,400	423,400
79	294,300	355,600	406,400	423,800
80	294,900	357,100	407,400	424,200
81	295,500	358,500	408,200	424,500
82	296,100	359,800	409,000	424,900

83	296, 700	361, 100	409, 700	425, 200
84	297, 300	362, 300	410, 500	425, 500
85	297, 800	363, 500	411, 200	425, 800
86	298, 300	364, 700	411, 800	426, 200
87	298, 800	365, 900	412, 500	426, 500
88	299, 300	367, 000	413, 200	426, 800
89	299, 700	368, 100	413, 800	427, 100
90	300, 300	369, 200	414, 500	427, 400
91	300, 800	370, 300	415, 000	427, 700
92	301, 300	371, 400	415, 600	427, 900
93	301, 600	372, 500	416, 000	428, 100
94	302, 100	373, 700	416, 400	428, 400
95	302, 600	374, 800	416, 700	428, 700
96	303, 000	375, 900	417, 000	428, 900
97	303, 400	376, 900	417, 200	429, 100
98	303, 900	377, 900	417, 500	429, 400
99	304, 400	378, 800	417, 800	429, 700
100	304, 800	379, 700	418, 000	429, 900
101	305, 200	380, 500	418, 200	430, 100
102	305, 600	381, 500	418, 500	430, 400

103	306,000	382,400	418,800	430,700
104	306,300	383,300	419,000	430,900
105	306,500	384,100	419,200	431,100
106	306,800	385,000	419,500	
107	307,100	385,900	419,800	
108	307,300	386,800	420,000	
109	307,500	387,600	420,200	
110	307,700	388,600		
111	308,000	389,500		
112	308,300	390,400		
113	308,500	391,000		
114	308,700	391,900		
115	308,900	392,800		
116	309,200	393,700		
117	309,500	394,500		
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		
120	310,300	396,800		
121	310,500	397,400		
122	310,700	398,100		

	123	310,900	398,800			
	124	311,200	399,400			
	125	311,500	400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
	129		402,400			
	130		403,000			
	131		403,500			
	132		404,000			
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			

	143		407,300		
	144		407,600		
	145		407,800		
	146		408,100		
	147		408,400		
	148		408,600		
	149		408,800		
	150		409,100		
	151		409,400		
	152		409,600		
	153		409,800		
	154		410,100		
	155		410,400		
	156		410,600		
	157		410,800		
	158		411,100		
	159		411,400		
	160		411,600		
	161		411,800		
	162		412,100		

	163		412,400			
	164		412,600			
	165		412,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		229,700円	276,000円	303,400円	330,000円	411,900円

【別記2】

現行

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300

9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400

29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100

49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100

69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	

89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000
94		295, 900	343, 600	382, 500	394, 300
95		296, 200	344, 100	382, 900	394, 600
96		296, 600	344, 500	383, 300	394, 800
97		296, 800	344, 700	383, 600	395, 000
98		297, 100	345, 100	384, 100	395, 300
99		297, 500	345, 500	384, 500	395, 600
100		297, 900	345, 800	384, 900	395, 800
101		298, 100	346, 100	385, 200	396, 000
102		298, 400	346, 500		
103		298, 800	346, 900		
104		299, 100	347, 300		
105		299, 300	347, 800		
106		299, 600	348, 200		
107		300, 000	348, 600		
108		300, 300	349, 000		

	109		300,500	349,500			
	110		300,900	349,900			
	111		301,300	350,200			
	112		301,600	350,500			
	113		301,800	351,000			
	114		302,000				
	115		302,300				
	116		302,700				
	117		302,900				
	118		303,100				
	119		303,400				
	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		188,700円	216,200円	256,200円	275,600円	290,700円	316,200円

改正後（案）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100

17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700

37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100

57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500

77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400	386,600	398,500	
95		299,700	347,800	387,000	398,800	
96		300,100	348,200	387,400	399,000	

97	300,300	348,400	387,700	399,200
98	300,600	348,800	388,200	399,500
99	301,000	349,200	388,600	399,800
100	301,400	349,500	389,000	400,000
101	301,600	349,800	389,300	400,200
102	301,900	350,200		
103	302,200	350,600		
104	302,500	351,000		
105	302,700	351,500		
106	303,000	351,900		
107	303,300	352,300		
108	303,600	352,700		
109	303,800	353,200		
110	304,200	353,600		
111	304,600	353,900		
112	304,900	354,200		
113	305,100	354,700		
114	305,300			
115	305,600			
116	306,000			

	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000円	219,500円	260,000円	279,700円	294,900円	320,600円

【別記3】

現行

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400

3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700

23	201, 700	232, 800	260, 800	284, 700	327, 400	372, 700
24	203, 000	233, 900	261, 600	286, 300	329, 300	374, 700
25	204, 600	235, 000	262, 500	287, 900	331, 000	376, 100
26	205, 600	236, 200	263, 500	289, 400	332, 900	377, 900
27	206, 700	237, 400	264, 500	290, 900	334, 800	379, 700
28	207, 800	238, 500	265, 500	292, 500	336, 600	381, 400
29	209, 000	239, 500	266, 700	293, 800	337, 900	383, 100
30	210, 100	240, 800	268, 200	295, 300	339, 700	384, 600
31	211, 200	242, 200	269, 700	296, 800	341, 400	386, 100
32	212, 300	243, 400	271, 000	298, 300	343, 200	387, 600
33	213, 700	244, 400	272, 200	299, 800	344, 900	388, 900
34	215, 000	245, 700	273, 800	301, 400	346, 700	390, 200
35	216, 300	246, 600	275, 300	303, 000	348, 500	391, 500
36	217, 500	247, 800	276, 800	304, 600	350, 300	392, 600
37	218, 500	249, 000	278, 100	305, 900	351, 900	393, 700
38	219, 500	250, 100	279, 500	307, 500	353, 600	394, 800
39	220, 500	251, 100	280, 800	309, 000	355, 200	395, 900
40	221, 500	252, 100	282, 100	310, 500	356, 800	397, 000
41	222, 400	253, 000	283, 200	312, 100	358, 000	397, 800
42	223, 200	253, 800	284, 600	313, 700	359, 100	398, 600

43	224, 000	254, 600	286, 000	315, 300	360, 300	399, 400
44	224, 900	255, 400	287, 300	316, 800	361, 500	400, 200
45	225, 800	256, 200	288, 600	317, 700	362, 500	400, 600
46	226, 700	257, 400	290, 200	319, 100	363, 300	401, 200
47	227, 600	258, 600	291, 700	320, 600	364, 300	401, 700
48	228, 500	259, 700	293, 100	322, 200	365, 400	402, 100
49	229, 200	261, 000	294, 300	323, 600	366, 400	402, 500
50	230, 100	262, 300	295, 800	324, 900	367, 400	402, 800
51	231, 000	263, 400	297, 100	326, 100	368, 400	403, 100
52	231, 800	264, 400	298, 600	327, 300	369, 300	403, 400
53	232, 100	265, 400	299, 900	328, 300	370, 100	403, 700
54	232, 900	266, 500	301, 300	329, 300	370, 900	404, 000
55	233, 500	267, 600	302, 700	330, 300	371, 800	404, 300
56	234, 200	268, 700	304, 000	331, 200	372, 600	404, 600
57	234, 800	269, 400	305, 000	331, 700	373, 100	404, 900
58	235, 400	270, 500	306, 200	332, 600	373, 900	405, 200
59	235, 900	271, 600	307, 400	333, 400	374, 700	405, 500
60	236, 400	272, 500	308, 800	334, 300	375, 500	405, 900
61	237, 000	273, 300	310, 100	335, 000	375, 900	406, 100
62	237, 500	274, 300	311, 300	335, 300	376, 600	406, 400

63	238, 000	275, 200	312, 500	335, 800	377, 300	406, 700
64	238, 600	276, 100	313, 700	336, 400	377, 900	407, 000
65	239, 100	276, 900	315, 000	337, 000	378, 300	407, 200
66	239, 600	277, 900	315, 800	337, 700	378, 900	407, 500
67	240, 200	278, 800	316, 500	338, 400	379, 600	407, 800
68	240, 700	279, 700	317, 200	339, 000	380, 200	408, 100
69	241, 200	280, 600	317, 800	339, 700	380, 600	408, 300
70	241, 700	281, 600	318, 500	340, 200	381, 100	408, 600
71	242, 100	282, 700	319, 200	340, 800	381, 600	408, 900
72	242, 600	283, 700	319, 800	341, 400	382, 100	409, 200
73	243, 100	284, 300	320, 400	341, 700	382, 700	409, 400
74	243, 600	284, 800	320, 600	342, 300	383, 200	
75	244, 100	285, 300	321, 100	342, 800	383, 800	
76	244, 600	286, 100	321, 600	343, 300	384, 400	
77	244, 900	286, 900	322, 200	343, 800	384, 900	
78	245, 200	287, 500	322, 700	344, 300	385, 400	
79	245, 500	288, 100	323, 200	344, 800	385, 900	
80	245, 700	288, 600	323, 600	345, 200	386, 400	
81	245, 900	289, 100	324, 200	345, 500	386, 700	
82	246, 200	289, 600	324, 700	345, 800	387, 200	

83	246, 500	290, 000	325, 100	346, 200	387, 600
84	246, 700	290, 300	325, 600	346, 500	388, 000
85	246, 900	290, 500	326, 100	347, 000	388, 400
86		290, 700	326, 500	347, 300	
87		290, 900	326, 700	347, 600	
88		291, 100	327, 000	347, 900	
89		291, 500	327, 400	348, 300	
90		291, 700	327, 800	348, 600	
91		291, 900	328, 200	349, 000	
92		292, 100	328, 600	349, 300	
93		292, 500	328, 900	349, 700	
94		292, 700	329, 100	350, 000	
95		292, 900	329, 500	350, 300	
96		293, 200	329, 800	350, 600	
97		293, 500	330, 000	350, 900	
98		293, 700	330, 300	351, 300	
99		293, 900	330, 600	351, 700	
100		294, 200	330, 900	352, 100	
101		294, 500	331, 100	352, 600	
102		294, 700	331, 400	353, 000	

	103		294, 900	331, 800	353, 400		
	104		295, 200	332, 000	353, 800		
	105		295, 500	332, 200	354, 300		
	106			332, 400			
	107			332, 800			
	108			333, 000			
	109			333, 200			
	110			333, 600			
	111			334, 000			
	112			334, 400			
	113			334, 600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		189, 700円	216, 300円	244, 500円	257, 900円	283, 100円	323, 900円

改正後（案）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 188, 600	円 227, 400	円 258, 500	円 278, 600	円 303, 500	円 341, 100
	2	190, 700	228, 700	259, 700	279, 400	305, 000	342, 800

	3	192, 800	230, 000	260, 800	280, 200	306, 500	344, 500
	4	194, 900	231, 300	261, 900	281, 000	308, 000	346, 100
	5	196, 900	232, 500	263, 000	281, 800	309, 500	347, 700
	6	198, 900	233, 600	263, 800	282, 600	310, 900	349, 400
	7	200, 900	234, 600	264, 600	283, 400	312, 300	351, 000
	8	202, 700	235, 600	265, 400	284, 100	313, 700	352, 600
	9	204, 500	236, 700	266, 200	284, 800	315, 000	354, 200
	10	206, 400	237, 900	267, 000	285, 500	316, 400	355, 900
	11	208, 300	239, 200	267, 800	286, 200	317, 800	357, 600
	12	210, 400	240, 500	268, 600	287, 000	319, 200	359, 200
	13	212, 100	241, 800	269, 400	287, 800	320, 600	360, 700
	14	214, 100	243, 100	270, 200	288, 600	322, 200	362, 400
	15	216, 300	244, 400	271, 000	289, 400	323, 700	364, 000
	16	218, 400	245, 600	271, 800	290, 100	325, 200	365, 600
	17	220, 500	246, 800	272, 600	290, 800	326, 700	367, 200
	18	221, 600	248, 000	273, 400	291, 900	328, 300	368, 800
	19	222, 700	249, 200	274, 200	293, 000	329, 800	370, 400
	20	223, 800	250, 400	275, 000	294, 200	331, 300	372, 000
	21	224, 900	251, 500	275, 800	295, 400	332, 800	373, 600
	22	225, 800	252, 400	276, 600	296, 600	334, 400	375, 600

23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600
24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600
25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000
26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700
27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400
28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100
29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800
30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300
31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800
32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300
33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200
36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300

43	243, 000	269, 200	296, 000	321, 900	364, 800	404, 100
44	243, 500	270, 000	297, 000	323, 100	365, 900	404, 900
45	244, 000	270, 700	298, 000	324, 000	366, 900	405, 300
46	244, 600	271, 500	299, 200	325, 200	367, 700	405, 900
47	245, 100	272, 300	300, 300	326, 400	368, 700	406, 400
48	245, 500	273, 100	301, 400	327, 600	369, 800	406, 800
49	245, 900	273, 800	302, 500	328, 700	370, 800	407, 200
50	246, 400	274, 600	303, 600	329, 700	371, 800	407, 400
51	246, 900	275, 300	304, 700	330, 700	372, 800	407, 700
52	247, 400	276, 000	305, 800	331, 600	373, 700	408, 000
53	247, 700	276, 700	306, 900	332, 500	374, 500	408, 300
54	248, 000	277, 400	308, 000	333, 500	375, 300	408, 600
55	248, 300	278, 100	309, 100	334, 500	376, 200	408, 900
56	248, 600	278, 800	310, 200	335, 400	377, 000	409, 200
57	248, 900	279, 500	311, 200	335, 900	377, 500	409, 400
58	249, 200	280, 200	312, 200	336, 800	378, 300	409, 700
59	249, 500	280, 900	313, 200	337, 500	379, 100	410, 000
60	249, 800	281, 500	314, 200	338, 400	379, 900	410, 300
61	250, 100	282, 100	315, 200	339, 100	380, 300	410, 500
62	250, 400	282, 800	316, 200	339, 400	381, 000	410, 800

63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	411,900
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	412,200
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	412,500
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	412,700
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	413,000
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	413,300
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	413,600
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	413,800
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400	
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000	
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600	
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100	
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600	
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100	
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600	
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900	
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400	

83	256, 100	293, 400	329, 000	350, 100	391, 800
84	256, 300	293, 700	329, 500	350, 400	392, 200
85	256, 500	293, 900	330, 000	350, 900	392, 600
86		294, 100	330, 400	351, 200	
87		294, 300	330, 600	351, 500	
88		294, 500	330, 900	351, 800	
89		294, 900	331, 300	352, 200	
90		295, 100	331, 700	352, 500	
91		295, 300	332, 000	352, 800	
92		295, 500	332, 300	353, 100	
93		295, 900	332, 600	353, 500	
94		296, 100	332, 800	353, 800	
95		296, 300	333, 200	354, 100	
96		296, 600	333, 500	354, 400	
97		296, 900	333, 700	354, 700	
98		297, 100	334, 000	355, 100	
99		297, 300	334, 300	355, 500	
100		297, 600	334, 600	355, 900	
101		297, 900	334, 800	356, 400	
102		298, 100	335, 100	356, 800	

	103		298,300	335,400	357,200		
	104		298,600	335,600	357,600		
	105		298,900	335,800	358,100		
	106			336,000			
	107			336,400			
	108			336,600			
	109			336,800			
	110			337,200			
	111			337,600			
	112			338,000			
	113			338,200			
定年前再任用短時		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
間勤務職員		193,000円	219,600円	248,100円	261,700円	287,300円	328,400円

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 年 月 日

静岡市長

静岡市条例第 号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
以下、議案と同様。

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 6 年 11 月 25 日提出

静岡市長 難 波 喬 司
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和 6 年 9 月 24 日付静岡市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を受け、給与改定を行うことに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部改正をしようとするものである。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第 号	〔部 会〕 了 承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（総務局人事課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の趣旨・理由

令和6年9月、静岡市人事委員会から「職員の給与等に関する報告及び勧告」があり、この勧告に対し、速やかに所要の措置をとるよう要請があった。勧告において、会計年度任用職員の改定についても、常勤職員に準じて行うよう要請されていることから、会計年度任用職員の給料表及び期末手当、勤勉手当を常勤同様に改定するにあたり、関係する条例に関し、所要の改正を行う必要がある。

3 制定改廃の概要

人事委員会勧告に従い、一般職員と同様に以下の改正を行う。

●静岡市職員の給与に関する条例の一部改正

- (1) 給料表を改定する（第4条関係）。
- (2) 期末手当の支給月数を改定する（第10条第3項関係）。
（現行年2.45月を2.50月（+0.05月）とする。）
- (3) 勤勉手当の支給月数を改定する（第10条の2第3項関係）。
（現行年2.05月を2.10月（+0.05月）とする。）

※ 会計年度任用職員の給与改定については、会計年度任用職員制度が施行された令和2年度以降、プラス改定もあれば、マイナス改定もある中で、毎年、職員団体との団体交渉の結果を踏まえ、翌年4月1日改定としてきた。（遡及改定するならば、マイナス改定についても常勤職員の給与の改定に取扱いに準じ遡及する必要があるが、このことについて合意が得られなかった。）【令和5年11月定例会 総務局長答弁より】

※ 常勤職員に準じる会計年度任用職員の範囲は、国の会計年度任用職員マニュアルや他の政令指定都市の状況を調査したうえで、本市の実情を踏まえて設定している。

（本市の常勤職員において減額改定があった場合、期末・勤勉手当の額を減額し調整することから、改定内容に関わらず対応ができる当該年度の12月期の期末勤勉手当が支給される会計年度任用職員（報酬を月額で定める者）を対象としている。）

●附則

(6) この条例は、公布の日又は令和7年4月1日から施行する。(附則)

(7) 別表第1の規定について、この条例の第1条の規定による改正後の条例第10条及び第10条の2（第18条において準用する場合を含む）の規定により令和6年12月に期末手当及び勤勉手当を支給される月額で報酬を支給される者にあつては当該者の任期の初日から、その他の者にあつては令和7年4月1日から適用する。この場合、その他の者の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の別表第1の規定は、なお従前の例によることとする。(附則)

(8) 別表第1（医療職給料表（1）を除く）の規定について、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、加算額を設ける。(附則)

4 施行期日

公布の日又は令和7年4月1日（令和6年4月1日又は令和6年12月1日適用）

5 関係法令、条例等

(1) 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

6 法的に検討した事項

なし

7 その他特記事項

令和6年度11月補正予算議案を令和6年11月定例会に追加で上程する予定である。

議案第 号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第10条の2第3項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

附則中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

（給料月額の特例）

3 当分の間、会計年度任用職員（別表第1医療職給料表（1）の欄の規定の適用を受ける者を除く。）に対する別表第1条の規定の適用については、同表に定める給料月額は、その額に100分の101を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員を除き、適用しない。

（1）フルタイム会計年度任用職員で第10条及び第10条の2の規定により、期末手当及び勤勉手当の支給を受ける者

（2）パートタイム会計年度任用職員で第18条の規定により、期末手当及び勤勉手当の支給を受ける者

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表 の種類 号給	行政職給料表		医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	保育教諭 給料表	高等学校 等教育職 給料表	小学校中 学校教育 職給料表
	1 級	2 級	1 級	1 級	1 級	1 級	1 級	1 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	174,300	230,000	342,100	190,500	224,000	188,800	186,200	199,900
2	175,300	231,500	345,100	192,100	225,800	190,300	187,600	202,200
3	176,500	233,000	348,000	193,700	227,700	191,800	189,100	204,500
4	177,600	234,500	350,900	195,300	229,600	193,200	190,600	206,700
5	178,700	235,800	353,300	196,900	231,100	194,300	191,600	208,900
6	180,400	237,100	356,500	198,500	232,200	195,600	193,800	211,200
7	182,000	238,900	359,500	200,100	233,300	196,800	195,700	213,400
8	183,600	240,400	362,700	201,700	234,400	198,300	197,700	215,600
9	185,100	241,900	365,100	203,300	235,400	199,800	199,700	217,800
10	186,800	243,400	368,300	204,900	236,400	201,100	201,800	220,000
11	188,400	245,000	371,500	206,500	237,300	202,400	204,000	222,200
12	190,000	246,700	374,700	208,100	238,200	203,900	205,800	224,400
13	191,600	248,100	376,900	209,700	239,000	205,000	207,800	226,600
14	193,300	249,300	379,900	211,300	239,200	206,000	210,000	228,700
15	195,000	250,500	383,100	212,500	239,500	207,000	212,500	230,800
16	196,600	251,800	386,300	213,600	240,000	208,300	214,700	232,900
17	197,900	252,900	388,500	214,700	240,300	209,700	216,900	235,000
18	199,500	254,000	392,000	215,300	240,500	211,200	219,500	236,800
19	201,100	255,000	395,500	216,700	240,900	212,700	222,400	238,500
20	202,600	256,100	398,800	218,100	241,800	214,100	224,300	240,200
21	204,100	257,100	401,300	219,500	242,500	215,500	225,900	241,900
22	205,600	258,100	404,700	220,400	243,700	217,100	226,900	243,200
23	207,200	259,100	408,000	221,900	244,500	218,800	227,800	244,500
24	208,800	260,100	411,200	223,300	245,300	219,000	228,600	245,800

25	210, 400	261, 100	413, 800	224, 900	245, 900	219, 200	229, 300	247, 000
26	212, 100	262, 000	416, 100	225, 900	247, 300	219, 500	230, 300	248, 100
27	213, 400	262, 900	418, 400	227, 700	248, 300	220, 100	231, 100	249, 200
28	214, 700	263, 800	420, 600	229, 500	249, 600	220, 900	232, 200	250, 300
29	215, 900	264, 600	422, 600	231, 200	250, 500	221, 200	232, 900	251, 500
30	217, 000	265, 300	424, 400	232, 600	251, 600	222, 000	234, 800	252, 800
31	218, 100	266, 200	426, 600	233, 800	252, 400	222, 600	236, 500	254, 000
32	219, 200	267, 300	428, 600	235, 000	253, 300	223, 700	238, 300	255, 200
33	220, 300	268, 500	430, 300	235, 900	254, 000	224, 300	239, 900	256, 300
34	221, 400	269, 400	432, 600	237, 000	255, 000	225, 700	241, 500	257, 500
35	222, 500	270, 500	434, 900	238, 600	256, 100	226, 900	243, 100	258, 700
36	223, 600	271, 800	437, 100	239, 600	256, 800	228, 000	244, 600	259, 900
37	224, 700	272, 600	438, 700	240, 700	257, 700	228, 800	245, 900	261, 100
38	225, 600	273, 600	440, 700	241, 100	259, 100	229, 900	247, 500	262, 300
39	226, 600	274, 100	442, 400	242, 000	260, 400	230, 600	249, 000	263, 500
40	227, 500	275, 000	444, 000	242, 700	261, 900	231, 900	250, 500	264, 700
41	228, 400	275, 800	445, 400	243, 100	262, 900	232, 800	252, 000	265, 900
42	229, 300	276, 600	446, 900	244, 300	264, 300	234, 100	253, 400	267, 000
43	230, 100	277, 300	448, 400	245, 700	265, 600	235, 000	254, 800	268, 100
44	230, 900	277, 900	450, 100	247, 400	267, 000	236, 300	256, 000	269, 200
45	231, 600	278, 800	451, 700	248, 900	268, 000	237, 100	257, 300	270, 200
46	232, 200	279, 400	454, 200	249, 700	269, 500	238, 200	258, 600	271, 000
47	232, 800	280, 200	456, 800	251, 200	270, 700	239, 200	259, 700	271, 800
48	233, 400	280, 800	459, 300	252, 800	271, 800	240, 200	260, 800	272, 600
49	234, 000	281, 500	461, 600	253, 900	272, 700	240, 800	261, 900	273, 300
50	234, 600	282, 300	463, 900	255, 000	273, 900	241, 900	263, 000	274, 100
51	235, 100	283, 300	466, 200	256, 600	275, 000	242, 800	264, 100	274, 800
52	235, 600	284, 300	468, 500	258, 300	276, 000	243, 900	265, 100	275, 500
53	236, 100	284, 800	470, 800	260, 000	277, 100	244, 600	266, 200	276, 300
54	236, 500	285, 600	473, 100	261, 600	278, 300	245, 200	267, 300	277, 100
55	236, 800	286, 500	475, 400	263, 400	279, 600	245, 800	268, 400	277, 900

56	237,100	287,600	477,700	265,100	281,000	246,800	269,500	278,600
57	237,400	288,000	480,000	267,000	281,700	247,400	270,600	279,300
58	237,700	288,700	482,300	268,400	283,100	247,900	271,700	280,100
59	238,000	289,200	484,600	270,300	284,400	248,700	272,800	280,900
60	238,300	290,000	486,900	272,100	285,600	249,700	273,900	281,600
61	238,600	290,400	489,000	273,800	286,600	250,900	275,000	282,200
62	238,900	290,900	491,200	275,400	287,600	252,200	276,000	282,900
63	239,200	291,600	493,400	277,100	288,900	253,400	277,100	283,600
64	239,500	292,100	495,600	278,800	290,000	254,500	278,200	284,200
65	239,800	292,600	497,500	280,500	290,900	255,200	279,300	284,900
66	240,100	293,200	499,900	282,000	292,200	256,400	280,400	285,600
67	240,400	293,600	502,300	283,700	293,400	257,200	281,500	286,300
68	240,700	294,200	504,700	285,300	294,700	258,400	282,600	287,000
69	241,000	294,800	506,900	286,900	295,600	259,300	283,700	287,700
70	241,300	295,100	509,000	288,600	296,700	260,100	284,800	288,500

第2条 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第10条の2第3項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附則第4項を削り、附則第5項を附則第4項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 令和6年12月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員又は第12条第2項に規定する月額で定めるパートタイム会計年度任用職員について、第1条の規定による改正後の静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第3項及び附則第4項並びに別表第1の規定は、当該会計年度任用職員の令和6年度における任期の初日（2以上の任期が引き続く者にあつては、最初の任期の初日）から適用し、改正後の条例第10条及び第10条の2（第18条において準用

する場合を含む。)の規定は令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、前項の規定の適用を受ける者に対してこの条例による改正前の静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）新旧対照表 （第1条 公布日施行）

現行	改正後（案）
○静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年7月9日 条例第3号 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第10条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この項、第3項及び第4項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上の者に限る。）に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。 2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、前会計年度の末日まで本市の法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。次項において「職員」という。）として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期と前会計年度の任期（任期の定めのない職員にあっては、その勤続期間）を通算した期間を前項の任期とみなす。	○静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年7月9日 条例第3号 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第10条 略 2 略

3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者が職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(7)(略)

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の在職期間の算定、支給制限及び支給の一時差止めについては、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第10条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項及び第4項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(任期が6月以上の者に限る。)に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、前会計年度の末日まで本市の法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用

3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者が職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(7)(略)

4 略

5 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第10条の2 略

2 略

職員を除く。)として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期と前会計年度の任期（任期の定めのない職員にあっては、その勤続期間）を通算した期間を前項の任期とみなす。 3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の勤務期間の算定、支給制限及び支給の一時差止めについては、常勤職員の例による。 第2節 期末手当及び勤勉手当 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当) 第18条 第10条及び第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員（任期が6月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）について準用する。	3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 4 略 5 略 第2節 期末手当及び勤勉手当 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当) 第18条 略
---	--

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）新旧対照表 （第2条 令和7年4月1日施行）

現行	改正後（案）
○静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年7月9日 条例第3号 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第10条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この項、第3項及び第4項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上の者に限る。）に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。 2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、前会計年度の末日まで本市の法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。次項において「職員」という。）として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期と前会計年度の任期（任期の定めのない職員にあっては、その勤続期間）を通算した期間を前項の任期とみなす。	○静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年7月9日 条例第3号 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第10条 略 2 略

3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者が職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(7)(略)

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の在職期間の算定、支給制限及び支給の一時差止めについては、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第10条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項及び第4項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(任期が6月以上の者に限る。)に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、前会計年度の末日まで本市の法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用

3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者が職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(7)(略)

4 略

5 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第10条の2 略

2 略

職員を除く。)として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期と前会計年度の任期（任期の定めのない職員にあっては、その勤続期間）を通算した期間を前項の任期とみなす。 3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の勤務期間の算定、支給制限及び支給の一時差止めについては、常勤職員の例による。 第2節 期末手当及び勤勉手当 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当) 第18条 第10条及び第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員（任期が6月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）について準用する。	3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 4 略 5 略 第2節 期末手当及び勤勉手当 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当) 第18条 略
---	--

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

静岡市長

静岡市条例第 号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
以下、議案と同様。